

平成28年第2回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

平成28年第2回伊仙町議会定例会会期日程表

平成28年6月16日開会～6月20日閉会 会期5日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
6	16	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 <ul style="list-style-type: none"> (1) 諸般の報告（議長の動静・総文・経建所管事務調査報告） (2) 行政報告 ○陳情 1件（陳情第3号 経建委員会へ付託） ○承認 9件（提案理由・補足説明～質疑～討論～採決） ○報告 2件（報告～質疑で終結） ○議案 11件（提案理由・補足説明のみ） 	
〃	17	金	本会議	○一般質問（美山議員 明石議員 牧議員 3名）	
			本会議終了後	○経済建設常任委員会（陳情審査）・総務文教常任委員会	
〃	18	⊕	休 会		
〃	19	⊕	休 会		
〃	20	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○議案 11件（質疑～討論～採決） ○委員会陳情審査報告（報告～質疑～討論～採決） ○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文・経建・生環委員会） ○閉会 	

平成28年第2回伊仙町議会定例会

第 1 日

平成28年6月16日

平成28年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年6月16日（木曜日） 午前10時25分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

○日程第4 陳情第3号 伊仙町東伊仙地区県道改良工事に関する陳情書（経済建設常任委員会へ付託）

○日程第5 承認第2号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第6 承認第3号 伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第7 承認第4号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第8 承認第5号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第9 承認第6号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第10 承認第7号 平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第11 承認第8号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第12 承認第9号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第13 承認第10号 平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第14 報告第1号 平成27年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告（報告～質疑）

○日程第15 報告第2号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告（報告～質疑）

○日程第16 議案第44号 伊仙町辺地総合計画の策定について（提案理由・補足説明のみ）

○日程第17 議案第45号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（提案

理由・補足説明のみ)

- 日程第18 議案第46号 伊仙町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (提案理由・補足説明のみ)
- 日程第19 議案第47号 徳之島地域文化情報発信施設設置条例の一部を改正する条例 (提案理由・補足説明のみ)
- 日程第20 議案第48号 伊仙町課設置条例の一部を改正する条例 (提案理由・補足説明のみ)
- 日程第21 議案第49号 平成28年度伊仙町高規格救急自動車購入事業購入契約 (提案理由・補足説明のみ)
- 日程第22 議案第50号 平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事 (3工区) 請負変更契約 (提案理由説明・補足説明のみ)
- 日程第23 議案第51号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算 (第1号) (提案理由・補足説明のみ)
- 日程第24 議案第52号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) (提案理由・補足説明のみ)
- 日程第25 議案第53号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算 (第1号) (提案理由・補足説明のみ)
- 日程第26 議案第54号 平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算 (第1号) (提案理由・補足説明のみ)

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	7番	福留達也君
8番	前徹志君	9番	明石秀雄君
10番	樺山一君	11番	永岡良一君
12番	伊藤一弘君	13番	琉理人君
14番	美島盛秀君		

1. 欠席議員（1名）

6番 永田誠君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂浩一君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	一
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	澤佐和子君	経済課長	元田健視君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	久保等君
環境課長	佐藤光利君	水道課長	喜昭也君
選管書記長	鎌田重博君	農委事務局長	永島均君
教育長	直章一郎君	教委総務課長	仲島正敏君
社会教育課長	明勝良君	学給センター所長	水本斉君
ほーらい館長	仲武美君		
総務課長補佐	佐田島輝久君		

△開 会（開議） 午前10時25分

○議長（琉 理人君）

ただいまから、平成28年第2回伊仙町定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（琉 理人君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって美島盛秀君、平 博人君、予備署名議員を岡林剛也君、牧 徳久君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（琉 理人君）

日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月16日から6月20日までの5日間としたいと思います。が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日6月16日から6月20日までの5日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（琉 理人君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より平成28年第1回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。したがって、主な項目だけについて報告いたします。

まず3月。3月29日、伊仙町企業誘致促進施設の落成式が、日本マルコ株式会社の小板橋社長、繕久県議を初め、多くのご来賓と地元住民の方々と盛大にとり行われ、小板橋社長から、順次地元から採用募集を行い、10年後にはパートを含め100人規模の雇用を目指すとの心強いご挨拶をいただきました。

4月に入りまして、4月20日には、伊藤知事が来島し、地域リーダーと語ろう会が開催され、町内からも各団体のリーダーが招かれ、意見の交換をいたしました。

4月26日には県庁にて県政全般の説明会があり、特に奄美のドクターヘリ導入についての説明がありました。

5月には、5月13日議員研修会をあわせ住宅リース事業の研修を大崎町、始良市において行いました。両自治体とも子育て世代の移住、定住や小規模小学校の存続を目指す目的に事業推進しており、事業効果もあらわれているとの説明でした。

5月19日には、喜界町において、第59回奄美群島市町村議員大会が開催され、各地区から要望が出されました。徳之島からは、関西徳之島間のLCC航空路線の開設について要望いたしました。

6月6日、ほーらい館において徳之島地区防犯組合連絡協議会が行われ、安心、安全な島づくりに向けて、徳之島警察署や関係団体との連携をとり、犯罪は最少に、活動は最大に取り組む決意で定期総会が行われました。

以上で、議長の動静等についての報告を終わります。

次に、伊仙町監査委員より定期監査及び平成28年5月分までの例月出納検査の結果、事務事業については、おおむね適正であるが、改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。また、閲覧を希望される方は事務局に常備いたしておりますので、ご確認ください。

次に、所管事務調査の報告であります。前回の第1回定例会会議において議決されました各委員会による閉会中の継続調査の申し出に基づき、総務文教常任委員会の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（福留達也君）

皆さんおはようございます。それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査の報告を行いたいと思います。

総務文教常任委員会が行った、閉会中に実施した所管事務調査事項の「中長期財政計画及び財務事情の検証」と「旧農業高校跡地利用に関する調査」についての検証報告を行います。

まず、中長期財政計画及び、財政事情の検証については、経済建設常任委員会と合同で行いました。

内容については、総務課より説明があり、面縄港の改修計画並びに住宅リース事業に関する内容でありましたが、この後、経済建設委員長より報告がございまして割愛したいと思います。

よって総務文教常任委員会としては、旧農業高校跡地利用に関する調査についての報告をいたします。

まず、この調査の経緯についてであります。前回、地方創生事業による営農研修施設改修に関し、旧診療所跡地を利用することにより、改修費見積額の約8,000万に地方創生事業による加速化交付金の一部、3,200万円を充当、残りの5,000万円が町の一般財源からの負担が必要とのことであります。

その後、当委員会の委員より「営農研修センターを活用する上での利便性や、改修費等のコスト面を考慮すると、旧農業高等学校跡地の一部を改修できないか。」などの意見があり、農業高校跡地の活用を調査することとなりました。

6月7日に行われた常任委員会において説明員として、地方創生推進室、社会教育課、経済課を召集し、以下の説明を受けました。

地方創生推進室より、昨年度の加速化交付金事業で営農研修センターの改修費として3,000万円を確保、今年度は地方創生推進交付金の獲得を目指し、事業申請を行っている。

現在、国のほうからも「子宝の島であるので、子宝を全面にうち出し、子育て支援に重点を置いてよいのでは。」などの指摘もあり、推進交付金や企業版ふるさと納税を活用し、子供たちが集まって勉強できるスペースとして、図書館と学習支援センターを整備する事業を計画しているとのことでありました。

社会教育課からは、子育て日本一の町として幼児期から高校を卒業するまでの期間の支援ができる施設として、新築ではなく旧農業高校を改築していくという協議をしているとのことでありました。

事業の今年度交付額が決定すると、9月ごろには事業実施となるとのことでありました。

ただ企業版ふるさと納税額が目標額に達しなかった場合には一般財源で補うことになるが、それでも町執行部としては、この事業を推進する方針とのことでありました。

次に経済課より、農業研修センターの設立に関し、旧診療所跡地を改修するに当たり、8,000万円の改修費が必要であるが、3,000万円の予算措置しかなくない現状の中で、農業高校跡地の利用も考慮し、3,000万円の枠の中で最大限どこまでできるか検討中とのことでありました。

質疑の中で農業高校跡地の活用について、「役場庁舎の移転を検討してはどうか」との意見もありました。

常任委員の共通認識として、子宝のまち、生涯活躍のまちとして、子育てや教育環境、人材育成等、町の将来計画を見据え、本町の財政も考慮しながら、その拠点としての農業高校跡地を有効活用するための長期ビジョンの作成が非常に重要なポイントだとの結論に至りました。

そのためには、早急に、地方創生を基本にした農業高校跡地利用検討委員会を再編する必要があると考えます。

長年の懸案事項でもある役場庁舎問題や地方創生事業において実現しようとしている農業研修センターや自習室の設置等々、どの事業も重要なことばかりであります。

現在の徳之島農業高校跡地利用検討委員会は、県から町へ譲渡されるまでが委員会の目的であり、譲渡後の平成22年からは活動していない状況であることから、この検討委員会は一度解散すべきであります。そして地方創生を推進するために農業高校跡地を有効活用する検討委員会を新たに設立し、町長を中心に執行部、また議員も参加、協力して地方創生事業交付金の活用、農業高校跡地の活用について早急に協議されることを要望し、当委員会の閉会中の調査報告といたします。

平成28年6月16日、総務文教常任委員会委員長。

○議長（琉 理人君）

これで、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終結します。

次に、経済建設常任委員会の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（明石秀雄君）

経済建設常任委員会が、閉会中に実施をした所管事務調査事項の「面縄港改修計画並びに住宅リース事業に関する調査」の報告をいたします。

まず、面縄港改修計画についてですが、総務課から財政面について面縄港改修計画を盛り込んだ中長期財政計画の、その説明を受け、建設課からは事業計画及び県からの回答について説明を受けました。

本事業は町が事業主体となり平成30年度から実施し総事業費50億円、事業期間が15年間、補助率は各工種により異なりますが平均約70%と想定し作成した中長期財政計画書では、平成31年度までは黒字ですが、平成30年度より面縄港の事業を実施しますと平成32年度より財政収支が赤字となり、今の状況で本事業を実施することは難しいとの考えを示されました。そこで町としては港湾管理を県管理にして県で整備をお願いしたいと考えているとの説明でありました。

建設課からは、面縄港改修は新設より事業費がかかりますので東側に新設する計画であり、平成30年度新規事業申請をするならば今年度中に計画を策定し、財政的な裏づけをもって平成29年6月までに事業申請をしなければならない、事業主体について町管理から国や県の管理に変更できないか県に相談したところ難しいとのことでした。

委員会からは、「国や県の事業での可能性の模索することや事業を計画するに当たり港湾建設後の貨物の需要予測や現在、港湾関係者からの要望があるのか調査をしっかりと行うことも大事ではないか」という意見や「港湾建設による経済効果も大きいものではないか」という意見が出ました。

町執行部として事業申請は難しい状況の中で、町長が官房長官に要望したとのことですので、町としてしっかりと検討して町の方針を出してもらわなければ委員会としても対応できないことを申し添えます。

委員会としては、財政面からも町による面縄港改修事業は難しいことから、避難港や島内物流の面や経済効果等から国や県が事業主体となり建設していただけるよう要望を継続することとなりました。

続いて住宅リース事業について総務課、建設課より説明を受けました。

債務負担額の見積もりについては大手事業者からの説明資料をもとに積算したもので建設計画としては平成28年度中に建設して平成29年度から供用開始するもので阿三地区にRCづくりの3LDK 2戸、2LDK 6戸、阿権地区に6戸を計画しており債務負担額は平成29年度から43年度まで15年間で阿三地区は一般財源として1億5,999万2,000円、家賃等で3,960万円、阿権地区については一般財源として6,011万6,000円、家賃等で3,420万円とのことで、議決次第、事業者を公募し、応募事業者を選定委員会で選定し平成28年度内で建設し入居者の抽選をして平成29年度より入居させる計画とのことでした。

「委員会からの債務負担額は低くなる可能性はありますか」との質問に総務課からは「落札額に

より下がることは考えられる」とのことでした。また「現在、町は今後住宅建設を何戸建設する計画か」との質問に「リース事業で平成29年4月には阿三・阿権地区で14戸、公営住宅事業で喜念地区に6戸、平成30年4月に大久保団地に6戸、計26戸を計画している」とのことでしたが、多数の住宅を建設した場合、民間の住宅賃貸業者の経営を圧迫することになることも考えられるので配慮しながら進めるよう要望いたします。また住宅建設に当たっては地方創生事業やC C R C 関連事業などの補助事業も模索し財政負担の軽減を図るよう要望いたします。

また住宅待機者が47世帯ほどいるとのことですので、この方たちの意向などを聞きながら空き部屋が出ないよう調査し計画に縛られることなく柔軟に建設計画を随時変更していただきたい。議会においても大崎町と始良市で住宅リース事業についての研修を行いました。建設に至った経緯については、住宅不足や既存公営住宅の老朽化による建てかえが多くなり、住宅建設に迫られている状況なので住宅リース事業を活用し建設事業費の平準化や関連工事の一括発注による建設コストの低減、工期の短縮、契約期間内の維持管理費の固定化と職員の負担軽減など多くのメリットが期待できるとの説明でした。両自治体とも特に設計に工夫を凝らし子育て世帯に配慮した住宅設計となり入居希望者の評判もよいとのことでした。

委員会としては小規模小学校の維持及び町外からの定住促進、住宅建設費の平準化の観点から民間賃貸事業者の経営を圧迫しないことと町財政を圧迫しないことを強く要望して当委員会の閉会中の調査報告とします。

平成28年6月16日、経済建設常任委員会委員長、明石秀雄。

以上であります。

○議長（琉 理人君）

これで、経済建設常任委員会の所管事務調査報告を終結し、以上で、諸般の報告を終わります。

次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保明君）

おはようございます。熊本におきまして大変深刻な地震が発生いたしました。この場を借りて、改めてお悔やみ申し上げたいと思います。

行政報告を行ってまいります。お手元に資料配付しておりますけれども、主な点について説明をしていきたいと思います。3月24日に、地方創生C C R C 構想検討委員会を、各種団体を含めて行いまして、この中で、東京のほうで行われました生涯活躍の町シンポジウムに関しまして、その内容、ビデオ等の説明、そして、今後伊仙町が取り組んでいく集落単位の活躍の創生、そして伝統文化を生かしていくということ、そして、農業支援センター、子育て支援等についての説明をさせていただきました。

誰もが行ってみたい、住んでみたいというまちづくりをしていくということは、私は、就任以来、この町の大きなテーマとして取り上げてきました。そのことをまさに実現すべく、地方創生をしっかりとやってまいりたいと思っております。

3月26日に、環境省が主催のトレール会議が面縄のほうで開催されまして、約50人の参加でありました。これは、世界自然遺産になったときに、特に欧米人が世界自然遺産の中で、長距離歩道というものが大変人気があるということで、今回、実験的に環境省と県が伊仙町、奄美市住用町、それから和泊町において実験的に開催しております。これは、その地域の散策を中心とした道路でありますけれども、県が奄美群島全島にこの長距離歩道をつくっていくということを表明しております。その先駆けとして、面縄地区が選定されたということでもあります。

同じ日に、徳之島広域連合の議会が開催されまして、一般質問の中で、ごみの分別収集が劣化しているというふうな指摘がございました。今後、焼却炉、そして最終処分場など、の使用をさらに延長するためのごみの徹底した分別と減量化を進めていくことが重要であります。

3月29日、先ほど議長から報告があったとおり、日本マルコ株式会社の貸工場の落成祝賀会がございました。社長からそのときに樟南二高、徳之島高校の新卒者を来年度から各10人ずつ採用したいというふうな話がございました。これを受けまして、両校の校長、そして進路主任といろいろ協議をしました。その中で、新卒者はほとんどが島外に就学なり進学なり、専門学校、そして就職を希望しているところで、そのことを社長と再度協議いたしまして、新卒者は非常に難しいということであれば、出身者を中心に採用を検討していきたいというふうな方向になりました。

4月1日に、12人の新採用の職員の入所式を行いました。鉄は熱いうちに打てというふうな格言があります。最初が肝心だということで、説明をいたしました。

4月7日に戦艦ヤマト旗艦とする第2艦隊の第49回の慰霊祭が行われました。来年度は第50回の記念すべき慰霊祭でございます。この犬田布の慰霊塔を中心とする慰霊祭は、今後国を含めて、この維持管理も含めて、慰霊の代表となるような慰霊塔、慰霊祭に今後進めいきたいと考えております。

4月17日に、徳之島3町のハーバスター連絡協議会が主催して、なくさみ館において闘牛大会と、感謝の意を含めた闘牛大会を開催いたしました。2,000人以上が集まって、盛大な開催でございました。

なくさみ館の活用に関しまして、いろんな各種団体がこのような形で今後活用していくことが、大きく地域が発展することにつながっていくと思います。

4月20日、地域リーダーと語る会で、3町から10数名が参加いたしまして、知事といろいろ語り合いました。知事は、これからの鹿児島県づくりは、安心、安全、安定という3つのスローガンを掲げてやっていくということであります。その中で、委員の中から、LCCについての説明要望を、関西、関東との直行便の要望がございました。これに関しましては、この語ろう会の始まる前に徳之島3町の商工会観光連盟からLCCの要請の要望書、署名を1万8,000人分の署名を含めて知事に要望いたしました。

また、次の日、島内視察が開催されまして、伊仙町において、知事の尽力によって実現した、なくさみ館をまだ見てないということで、前議員たちの協力で、闘牛を3組開催いたしまして、そ

の中で、なくさみ館のさらなるリニューアルも含めて知事にその場で要望をいたしました。急きよ犬田布岬を視察したいということで、岬のほうを視察していただきました。帰りには、日本マルコ株式会社の外観だけをご説明いたしました。

4月26日には、先ほど報告があったとおり、ドクターヘリに関する県の説明会がございました。

4月22日、それから5月10日、5月12日に庁舎内のワーキンググループで企業誘致の意見交換会、政策立案協議会を行いました。5月10日には移住支援、5月12日には空き家対策のワーキンググループという形で、庁舎が横の連携を強化して、さまざまな意見を出していくというような形でのワーキンググループでございます。

5月15日には、毎年開催されております徳之島さとうきび生産振興大会、製糖終了感謝デーがございまして、この中で、農業開発総合センター担当の職員からキビの単収アップについての研究結果が細かに発表されまして、非常に内容のある今後島のサトウキビ産業に対して非常に示唆に富む講演でございましたので、今後、この担当の方を呼んで、町内での講演会をこのときをお願いしたところでございます。

5月17日は、自衛隊の鹿児島中央協力本部長、新本部長に面談いたしまして、来年の慰霊祭への協力を要望いたしました。その後、東京のほうで藤田幸生様たちとお会いして、連携をとって、本格的に盛大にやっていくというふうな話が今進んでいる状況でございます。

5月23日には、全国離島振興協議会の理事会総会が新潟県佐渡市で開催されました。佐渡市は、奄美大島よりも大きな島でありますけど、1島1自治体ということで合併をいたしまして、その合併のメリット、デメリット等が出ておりました。この中で、佐渡島は伝統文化、歴史的な能楽が全国を中心であるということも初めてわかりました。また、小規模校の高校生が佐渡オーケストラクラブをつくってやっているのを披露していただきました。

5月27日には、全国首長連携交流会に行きまして、子宝の町という形でのシンポジウムの中で発表することになりました。これには書いてございませんけれども、6月4日に鹿児島市において、菅官房長官との昼食会に参加する機会がございまして、この中で、知事に要請したときのLCCの署名を含めた、今回は2万2,000人以上の署名を含めて、菅官房長官に、高岡町長と2人で要望いたしました。先ほど、明石委員長より説明があったように、同時に面縄港についての要望書も提出をしたところでございます。

6月5日には、東阿三公民館において、農産物収穫終了のお祝いがございました。長年続いているということで、阿三集落の結束と、この伝統文化を残していこうと、そして阿三集落を盛り上げていこうという形で、まさに集落担当職員がその場で大変な協力をしておりました。今後、各集落がいろんな形でこういうような集落のお祝いとか、そういうものをどんどん拡大していくことが地方創生の大きな原動力になっていくと思います。もちろん、他の集落もこのようなことを行っているわけでございます。先般、犬田布岬において、崎原地区と、とうばる地区の合同の運動会などは開催されておりました。今、まさに新しい時代をつくり上げていこうという流れが各集落で出てき

ておりますので、今後とも離島版の生涯活躍の町を伊仙町がどんどん推進していくということ、そのための住宅政策、農業政策をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

6月6日に徳之島地区防犯協議会の総会がございまして、役員会の中で、今後防犯カメラの設置等の議論が行われまして、普通は都会では民間の会社等が防犯カメラを設置しておるわけですが、島内においては、行政が予算を出すのかどうか等の議論があったところであります。

6月11日には、第19回全国闘牛サミットイン久慈大会、これは、岩手県の旧山形村、合併した久慈市でございます。国会議員の中に、この闘牛文化推進議員連盟が去年の10月に発足いたしまして、今回は、5人の国会議員の先生方が参加いたしまして、副会長である鈴木俊一副会長が、2回挨拶の場面がありましたけれども、今後この闘牛文化を世界文化遺産に推進していくというふうな話がございました。

いろんな文化遺産がある中で、闘牛文化が、今、久慈市も市の無形文化財になっております。

これは、この闘牛サミットを通じて、世界文化遺産に広域でやっていくということは、大変価値のあることではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（琉 理人君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 陳情第3号 伊仙町東伊仙地区県道改良工事に関する陳情書

○議長（琉 理人君）

日程第4 陳情第3号、伊仙町東伊仙地区県道改良工事に関する陳情書の1件を議題とします。

平成28年第1回定例会以後、これまで受理した請願書並びに陳情書は1件です。したがって、お手元にお配りした請願陳情文書一覧のとおり、陳情第3号、伊仙町東伊仙地区県道改良工事に関する陳情書の1件については、所管する経済建設常任委員会に付託しましたのでご報告します。

△ 日程第5 承認第2号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

○議長（琉 理人君）

日程第5 承認第2号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成28年第2回伊仙町議会定例会に提案いたしました承認第2号についての提案理由の説明をいたします。第2号は、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する法律が国会で成立いたしました。

4月1日の施行に伴い、伊仙町においても、条例の一部を改正する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して承認を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○税務課長（當 吉郎君）

承認第2号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について補足説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、本年4月1日に施行されることに伴い、緊急に固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正を行い、平成28年4月1日より施行する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月31日に専決処分を行いました。

主な内容といたしましては、約50年ぶりに見直しされました行政不服審査法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

以上、ご審議賜り、承認くださいますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

承認第2号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を採決します。

この採決は起立によって行います。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第2号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認は承認されました。

△ 日程第6 承認第3号 伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

○議長（琉 理人君）

日程第6 承認第3号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

承認第3号は地方税法等の一部を改正する法律が国会で成立し、4月1日施行に伴い、伊仙町においても条例の一部を改正する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定に基づき議会に報告して、承認を求めるものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○税務課長（當 吉郎君）

承認第3号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について補足説明いたします。

こちら、承認第2号と同様に、地方税法等の一部を改正する法律の交付及び施行に伴い緊急に伊仙町税条例の一部改正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いました。主な内容は、法律改正に合わせた固定資産税にかかわる部分の字句の改正であります。

以上、ご審議賜り、承認くださいますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

承認第3号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第3号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を採決します。

この採決は起立によって行います。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第3号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認は承認されました。

- △ 日程第7 承認第4号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認
- △ 日程第8 承認第5号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認
- △ 日程第9 承認第6号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認
- △ 日程第10 承認第7号 平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認
- △ 日程第11 承認第8号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認
- △ 日程第12 承認第9号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認
- △ 日程第13 承認第10号 平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分の承認

○議長（琉 理人君）

日程第7 承認第4号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認、日程第8 承認第5号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認、日程第9 承認第6号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認、日程第10 承認第7号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認、日程第11 承認第8号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認、日程第12 承認第9号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認、日程第13 承認第10号、平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を7件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

承認第4号から、第10号までの平成27年度の伊仙町一般会計補正予算（第13号）、伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）、伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）、伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）、伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めらるるものであります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

それでは、平成27年度一般会計補正予算（第13号）をお開きください。承認第4号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認について補足説明をいたします。

第1条、既定の歳入歳の出予算総額61億4,249万3,000円に歳入歳出それぞれ1億281万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を60億3,968万円とするものでございます。

7ページをお開きください。

歳入歳出補正予算、事項別明細書の歳入からご説明をいたします。1款町税費、補正前の額2億9,264万8,000円に376万3,000円を増額補正し、2億9,641万1,000円とするものでございます。

主な理由といたしましては、たばこ税の増収によるものでございます。

2款地方譲与税、補正前の額7,267万3,000円に、172万2,000円を増額補正し、7,439万5,000円とするものです。主な理由といたしましては、地方揮発油譲与税増額によるものでございます。

3款利子割交付金、補正前の額36万8,000円に8万5,000円を増額補正し、45万3,000円とするものです。

4款配当割交付金、補正前の額29万3,000円に60万9,000円を増額補正し、90万2,000円とするものでございます。

5款株譲渡所得割交付金、補正前の額1,000円に91万8,000円を増額補正し、91万9,000円とするものでございます。

6款地方消費税交付金、補正前の額8,460万1,000円に、952万円を増額補正し、9,412万1,000円とするものでございます。

10款交通安全対策特別交付金、補正前の額160万円に5万8,000円を減額補正し、154万2,000円とするものでございます。

11款分担金及び負担金、補正前の額5,816万円に710万3,000円を減額補正し、5,105万7,000円とするものでございます。

12款使用料及び手数料、補正前の額5,071万3,000円に203万5,000円を増額補正し、5,274万8,000円とするものでございます。

13款国庫支出金、補正前の額7億8,988万6,000円に1,387万6,000円を減額補正し、7億7,601万円とするものです。

14款県支出金、補正前の額5億5,712万9,000円に7,597万1,000円を減額補正し、4億8,115万8,000円とするものです。主な理由といたしましては、農林水産業費県補助金の減額によるものでございます。

15款財産収入、補正前の額1,378万5,000円に11万8,000円を減額補正し、1,366万7,000円とするものです。

16款寄附金、補正前の額2,263万5,000円に9万円を増額補正し、2,272万5,000円とするものです。

19款諸収入、補正前の額5,806万1,000円に262万9,000円を減額補正し、5,543万2,000円とするものです。

20款町債、補正前の額9億7,059万2,000円に2,180万円を減額補正し、9億4,879万2,000円とするものです。

以上、歳入合計、補正前の額、61億4,249万3,000円に1億281万3,000円を減額補正し、60億3,968万円とするものでございます。

9ページをお開きください。

歳出についてご説明をいたします。

1款議会費、補正前の額9,489万9,000円に54万2,000円を減額補正し、9,435万7,000円とするものでございます。

2款総務費、補正前の額13億975万6,000円に1億1,015万8,000円を増額補正し、14億1,991万4,000円とするものです。主な理由といたしましては、総務管理費の財政調整基金の積み増しによるものでございます。

3款民生費、補正前の額14億1,535万円に3,193万1,000円を減額補正し、13億8,341万9,000円とするものです。主な理由といたしましては、障害福祉費の減額によるものでございます。

4款衛生費、補正前の額5億8,438万1,000円に4,810万5,000円を減額補正し、5億3,627万6,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、水道事業費の繰出金の減額によるものでございます。

5款農林水産業費、補正前の額6億3,733万7,000円に9,656万9,000円を減額補正し、5億4,076万8,000円とするものです。主な理由といたしましては、農林水産輸送コスト支援事業の減額によるものでございます。

6款商工費、補正前の額6,149万9,000円に33万9,000円を減額補正し6,116万円とするものでございます。

7款土木費、補正前の額3億5,104万1,000円に1,214万5,000円を減額補正し、3億3,889万6,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、道路橋梁費の減額によるものでございます。

8款消防費、補正前の額2億3,177万円に477万7,000円を減額補正し、2億2,699万3,000円とするものでございます。

9款教育費、補正前の額3億6,271万6,000円に749万4,000円を減額補正し、3億5,522万2,000円とするものでございます。

10款災害復旧費、補正前の額2億69万4,000円に52万8,000円を減額補正し、2億16万6,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、道路河川災害復旧費の減額によるものでございます。

11款交際費、補正前の額8億8,804万9,000円に800万9,000円を減額補正し、8億8,004万円とする

ものがございます。

13款予備費、補正前の額500万円に253万2,000円を減額補正し、246万8,000円とするものがございます。

歳出に關しまして、今回は主に事業の事業残による補正でございます。

以上、歳出合計、補正前の額61億4,249万3,000円に1億281万3,000円を減額補正し、60億3,968万円とするものがございます。

6ページをお開きください。

第2表、地方債の補正についてご説明いたします。

起債の目的、(1)過疎対策事業債、補正前の限度額7億40万円に対し、補正後の限度額を6億9,510万円とするものです。起債の方法、利率、償還については、今日記載のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思ひます。

(2)辺地対策事業債、補正前の限度額2,610万円に対して、補正後の限度額を2,280万円とするものがございます。

(3)公営住宅施設整備事業債、補正前の限度額340万円に対し、補正後の限度額を110万円とするものがございます。

(5)災害復旧事業債、補正前の限度額2,310万円に対し、補正後の限度額を2,310万円とするものがございます。これに關しましては、予算書の中の内容の変更がありましたので、減額の変更はございませんけども、内容の変更がありましたので、記載をしてございます。

合計、補正前の限度額9億7,059万2,000円に對しまして、補正後の限度額を9億4,879万2,000円とするものがございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

承認第5号、承認第6号、承認第7号についてご説明いたします。

承認第5号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額13億8,735万円に歳入歳出それぞれ4,103万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額13億4,631万5,000円とするものがございます。

5ページをお開きください。

増減額の主な項目についてご説明いたします。

まず、歳入の事項別明細書、総括の歳入についてです。

まず、1款の国民健康保険税について、税務課管轄ではありますが、既定の予算に435万8,000円を減額し、9,535万2,000円とするものであります。主な理由といたしましては、一般被保険者国民健康保険税385万4,000円の減額となるものがございます。予算額までは届きませんでした。前年度9,218万円を317万円上回り、徴収率は89.28%で、前年度より4.74%アップしております。

6 款療養給付費交付金、既定の予算から967万2,000円増額し、5,843万9,000円とするものであります。理由といたしましては、退職者医療費交付金967万2,000円の増額によるものであります。

7 款前期高齢者交付金、既定の予算から2,816万2,000円を減額して6,714万5,000円とするものであります。理由としましては、7 款 1 項 1 目前期高齢者交付金2,816万2,000円の減額によるものであります。

8 款共同事業交付金、既定の予算から1,107万円を減額し、3 億3,818万円とするものであります。理由といたしましては、保険財政安定化事業交付金1,092万8,000円の減額によるものであります。

10 款繰入金、既定の予算から280万円を減額し、1 億8,602万2,000円とするものであります。主な理由といたしましては、実績に伴い、助産費と繰入金280万円の減額によるものであります。

次に、6 ページをお開きください。

歳出についても主なものについてご説明いたします。

医療費の実績に伴うものでありまして、2 款の保険給付費、既定の予算から3,085万2,000円を減額し、7 億924万2,000円とするものであります。主な理由といたしましては、一般被保険者療養給付費1,715万9,000円の減額、退職被保険者等高額療養費236万1,000円の減額、出産育児一時金630万円の減額などが主なものとなっております。

8 款の保険事業費、既定の予算に505万2,000円を減額して、1,125万9,000円とするものであります。主な理由といたしましては、特定健診事業費の504万4,000円の減額であります。

続きまして、承認第6号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について補足説明をいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額9億9,432万5,000円に、歳入歳出それぞれ4,754万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億4,678万2,000円とするものであります。

4 ページをお開きください。

主なものについてご説明いたします。

歳入についてであります。3 款支払い基金交付金、既定の予算から3,478万円を減額し、2 億4,529万円とするものであります。主な理由といたしましては、3 款支払い基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金現年度分の3,485万7,000円を減額するものであります。

5 款の繰入金、既定の予算から1,732万3,000円を減額し、1 億3,806万6,000円とするものであります。主な理由といたしましては、5 款 2 項基金繰入金 1 目介護給付費準備基金繰入金1,711万4,000円を減額するものであります。

次に歳出について、5 ページをお開きください。主なものについて説明いたします。

2 款保険給付費、既定の予算から6,052万3,000円を減額し、8 億5,777万7,000円とするものであります。主な理由といたしましては、2 款 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費1,017万7,000円の減額や、5 目施設介護サービス給付費1,603万9,000円の減額、2 款保険給付費 2 項介護サービス等諸費 1 目介護サービス給付費1,818万7,000円を減額するものであります。

3 款地域支援事業費、既定の予算から911万9,000円を減額し、3,117万7,000円とするものであります。主な理由は、3 款 1 項介護予防生活支援サービス事業費 1 目サービス事業費535万3,000円を減額するものであります。

4 款基金積立金、既定の予算から2,286万4,000円を増額し、2,286万5,000円とするものであります。主な理由といたしましては、4 款 1 項基金積立金 1 目介護給付費等準備基金積立金2,286万4,000円を増額するものであります。

続きまして、承認第 7 号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認について補足説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額 1 億8,374万6,000円に、歳入歳出それぞれ463万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億7,911万1,000円とするものであります。

3 ページをお開きください。

歳入です。主なものについて説明いたします。

3 款繰入金、既定の予算から284万6,000円を減額し、1 億4,413万7,000円とするものであります。主な理由といたしましては、3 款繰入金 1 項一般会計繰入金 2 目保険基盤安定繰入金169万1,000円を減額するものであります。

4 ページをお開きください。

歳出です。2 款後期高齢者医療広域連合納付金、既定の予算から375万円を減額し、1 億7,688万5,000円とするものであります。主な理由は、2 款 1 項後期高齢者医療費広域連合納付金 1 目後期高齢者医療費広域連合納付金375万円減額によるものであります。

以上、保健福祉管轄の特別会計についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額 1 億1,246万3,000円に歳入歳出それぞれ258万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億987万7,000円とするものです。3 ページをお願いします。1 款使用料及び手数料、補正前の額、5,093万5,000円に359万3,000円を増額し、5,452万8,000円とするものです。

2 款繰入金、補正前の額4,216万8,000円に509万7,000円を減額し、3,707万1,000円とするものです。

3 款繰越金、618万8,000円に74万5,000円を増額し、693万3,000円とするものです。

4 款諸収入、1,317万2,000円に182万7,000円を減額し、1,134万5,000円とするものです。

歳入合計、1 億1,246万3,000円に258万6,000円を減額し、1 億987万7,000円とするものです。

5 ページをお願いいたします。

4 款の諸収入の雑入304万1,000円については、電気代の収入の減額等によるものであります。

7 ページをお願いいたします。

7ページの1目一般管理費の1報償費については、インストラクターの途中でやめられた方がおります。1名の方がやめられておりますので、その分の減額であります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

それでは、承認第9号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）の専決処分についての補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額4億3,185万円に、歳入歳出それぞれ2,570万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を4億615万円とするものでございます。

6ページをお開きください。

まず、歳入から説明いたします。1款使用料及び手数料、1項使用料及び手数料、1目水道使用料、補正前の額4,683万8,000円に361万7,000円を減額するものでございます。これにつきましては、水道使用料の実績による減額でございます。

次に、3款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正前の額6,552万1,000円に1,544万8,000円を減額補正するものでございます。これにつきましては、一般会計からの繰入金の減額でございます。

次に、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正前の額1,153万8,000円に876万5,000円を増額補正するものでございます。

次に6款町債、1項町債、2目公営企業債、補正前の額、1億70万円に1,540万円を減額補正するものでございます。これにつきましては、東部・西部地区の老朽管更新事業費の減によるものでございます。

次に、歳出の説明をいたします。7ページです。

1款水道事業に1項一般管理費1目一般管理費、補正前の額4,211万1,000円に217万円を減額するものでございます。これにつきましては、主に人件費でございます。

次に、1款水道事業費1項原水浄水費1目原水浄水費、補正前の額3,512万7,000円に、731万円を減額補正するものでございます。これにつきましては、主に11節の需用費の電気代、16節原材料費などが主でございます。

次に、6ページ、7ページでございます。

1款水道事業費3項配水給水費、補正前の額3億1,349万7,000円に1,622万円を減額補正するものでございます。これにつきましては、西部・東部地区の基盤改良事業費の減によるものでございます。

以上、審議、よろしくお願いいたします。

続きまして、承認第10号、平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について補足説明をいたします。

1ページでございます。

まず、収益的収入及び支出の補正の収入のほうから説明させていただきます。

第1款水道事業費収益、既決の予定額1億2,938万3,000円に、1,048万9,000円を増額補正し、1億3,987万2,000円とするものでございます。これにつきましては、会計制度の見直しにより、固定資産等の整理を行った際に過年度の修正が生じたためでございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費1億936万5,000円に2億1,029万3,000円を増額補正し、3億1,965万8,000円とするものでございます。これらにつきましても、会計制度を見直しによるものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出の補正について説明いたします。

第1款収益的収入の1,180万2,000円に171万2,000円を減額補正し、1,009万円とするものでございます。これにつきましては、一般会計からの繰入金の減額でございます。

次に、資本的支出3,520万円に251万9,000円を減額補正し、3,268万1,000円とするものでございます。これにつきましては、原水施設等の工事及び備品購入等が少なかったためでございます。

最後に、議会の議決を得なければ流用できない経緯について説明いたします。

1、職員給与費、既決の予定額2,723万1,000円に112万1,000円を減額補正し、2,611万円とするものでございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

それでは、承認第4号について質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第13号）の専決処分についての質疑をいたします。

21ページをお願いします。

21ページ、用地購入費として113万1,000円が減額になっておりますが、この理由と、今現在残っている分の用地購入の状況をお願いします。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの質問についてお答えします。

用地購入費の減額が113万円ほどございましたが、これは、用地の買収面積のほうが登記簿面積と実測面積ということで、実測面積は少し実測したら少し多くなるのですが、地主の方が登記簿面積のほうが支払いが可能ということでしたので、協力いただきまして、その分で減額させていただいているところであります。また、今年度事業のほうと前年度で用地買収のほうは全て終わりました、あと買収のほうは、これからは必要がありませんので、お知らせしております。

○3番（牧 徳久君）

その後の、その用地の購入は終わったということですが、農振除外含めてその後の今後の造成計画はとほどのようなになっているのかお聞きします。

○企画課長（池田俊博君）

今の、県大島支庁の農政課のほうで、農転の縦覧のほうを行っているところであり、その縦覧期

間が終了次第、農転の手続きが完了できるものと思われま。それで、8月頃あたりからは造成に入れる予定としております。

○3番（牧 徳久君）

造成時にですが、今、造成してあるフェンスのところがあるのですが、西側のところに、造成する部分に食い込んでいるような感じを受けるところがあるのですが、あそこは、町有地でありますので一括して、まっすぐはできないのですか。

○企画課長（池田俊博君）

前回買収したところと今回の買収していたところで少し形がいびつになっているところは、それはありますが、農地転用関係とか、そういう関係で、今の形でやっているものですから、なかなかそこら辺のところの変更とか、そういうのですと、下のほうの地盤の関係等、またこれから調べなければならぬので、今年度においては、今のところそれは考えていないところであります。

○3番（牧 徳久君）

そうすれば、今回、造成予定しているところと、前回との高低差は違うのでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

現状のほうのところ、上のほうに少し土地がございまして、それをなめらかに持ってきますと、大体1メートル程の高低差は出てくるものと思います。

○3番（牧 徳久君）

であれば、今回で入り込んだ部分の土地を幾分か整地できればいいのですが、これはできなければしょうがないですが、今後企業誘致となれば、その分、面積は確保できますか。

○企画課長（池田俊博君）

これから造成しようとしている土地は、2,683.15m²でございまして。

○3番（牧 徳久君）

約3反歩近くあるのですが、その分で今般、議会側が要望している企業の立地には差し支えないということですか。

○企画課長（池田俊博君）

この件に関しては、当初建物自体のほうですと、この平米数で大丈夫だということでありましたが、他に施設等つくる場合には、近くのところをまた買収するとか、また借りていただくというような、そういう法のほうもまた検討していかなければならないというようなことは思っているところでございまして。

○3番（牧 徳久君）

もしこれ以外にも土地が必要であれば、なるべく日本マルコ株式会社に貸している土地については、これから従業員が増える可能性もありますけど、駐車場としてはそんなに増えない場合は、町財政考えた場合、その土地購入となるとまた一般財源が必要となるので、有効利用という形で検討していかれはどうか。

○企画課長（池田俊博君）

企業誘致のほうで工場が立地できた場合におきましては、マルコさんの西側のほうの駐車場のほうに関しては、それほど利用はマルコさんのほうは、前面のほうにも駐車場はございますので、お互いにまた話し合いしながらその駐車場の利用をして、その新しい土地のほうには、駐車場をつくらなくて、建物、施設をつくるというような方向性もこれからまたマルコさんと協議していきながら、やっていきたいと思っています。

○3番（牧 徳久君）

ぜひそのようにして、土地の有効利用を考えながら、していただきたいと思います。
続きまして、33ページをお願いします。

33ページの特定地域支援等生産基盤整備事業費の中の19負担金補助及び交付金、農業農村整備事業実施計画負担金として405万円が落ちているのですが、これはどこの負担金ですか。

○耕地課長（久保 等君）

質問にお答えします。

この負担金が全地区の対象でありまして、27年実施計画していた負担金の総額の減額に伴うものでございます。

○3番（牧 徳久君）

明日の一般質問でも行いますが、糸木名地区の土地改良の計画もあったと思うのですが、その計画とは別ですか。

○耕地課長（久保 等君）

糸木名地区も今、計画を立てて進行していないものを除いている部分です。

○3番（牧 徳久君）

それでは、糸木名地区は畑総の計画には入っていないということですか。

○耕地課長（久保 等君）

計画には、32年までの計画には入っているのですが、同意関係において、先に延ばす方向で県との合意でございます。

○3番（牧 徳久君）

そうすれば、32年度まで延ばすというと、今28年度ですので、あと4年間はそのままということですか。

○耕地課長（久保 等君）

先ほどもお話ししたのですが、同意取得がなかなか進まない状況の中ですので、それが32年以降に実施できるかという判断材料として同意取得を今進めているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

ということをお聞きまして、明日の一般質問でもちょっと聞いてみたいと思います。

続きまして、35ページをお願いします。35ページの防災安全社会資本整備公金事業の中の工事請

負費として、1,128万円落ちているわけですが、この理由をお願いします。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えしますが、この減額は内示額の減によるものであります。補助金の内示額、内示額というか、補助額の減によるものであります。

○3番（牧 徳久君）

補助内示はいつ頃でたんですか。

○建設課長（中熊俊也君）

ちょっと調べないと、また後ほどそれはお答えします。

○3番（牧 徳久君）

補助金の内示は年度始まって、10月頃までには恐らく出ていると思いますが、これだけの大幅な予算が国の補助金含めて補助が減額になったわけですので、これは9月議会、12月議会、3月議会と年3回も定例会が残っている議会の中で、恐らくわかっていた予算と他にも大きな専決で落とされている予算があると思いますが、以前もこういったことをしきりに言ったわけですが、専決じゃなくて、緊急、やむを得ない場合、専決処分ですから、定例会で対応できるものだったと思いますので、いつも議会のたびに言っていますが、今後はこのようなことがないように努力していただきたいと思いますがどうでしょうか。

○建設課長（中熊俊也君）

牧議員がおっしゃられましたようなことは、もっともなことだと思います。本当に今後気をつけて取り組んでいきたいと思っています。

○3番（牧 徳久君）

これで終わりますが、なるべくこの専決処分では大きな金を落とさないように、全課、全課長に今後努力していただきたいと思っています。

終わります。

○議長（琉 理人君）

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の3番、牧君の質問に対して、建設課長の答弁をお願いいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

内示がいつあって、決定がいつだったのかということですが、内示が4月10日にありまして、決定が7月28日にありまして、かなり余裕がありました。次から気をつけます。

○議長（琉 理人君）

次に、質問ございませんか。

○4番（上木千恵造君）

13号予算について質問いたします。10ページをお願いいたします。10ページの一番上のほう、町税、1、個人税について質問をいたします。これには滞納繰越分として74万6,000円計上されていますけれども、これの27年度の現年度分はもう変更がないということになりますかね。お聞きいたします。

○税務課長（當 吉郎君）

10ページの歳入の町税、個人住民税等の補正であります。補正でありまして、あくまでも予算が滞納繰越分におきました74万6,000円は増額して、あらかじめ入る予定がありましたので、増額をしているところでございます。

○4番（上木千恵造君）

これ確か26年度の6月議会においての、この最終専決は、滞納分と現年度分と分けて説明があったように記憶しておりますけれども、現年度分についてはもうこの最終専決に乗せなくていいということですかね。その辺のところ僕も勉強不足でよくわかりませんが、僕は乗せるべきじゃないかなと思うのだけど、現年度分についても。

○総務課長補佐（田島輝久君）

ただいまのご質問にお答えいたします。実際、現年分は予算よりは多めに収納はされております。実際それが出てくるのは、決算書ということで出てきます。例えば、収入分を全部予算書に入れてしまうと、繰越金が0になるということになります。町税も交付税も今、この予算よりは多めに入っています。そういうことをご理解いただきたいのですが、あくまでも予算であって、決算ではないです。

○4番（上木千恵造君）

僕はこの予算が、専決そのまま決算に上がるものという感じで理解しているのですが、そうじゃなくて、この予算書と実際のあれとは違うと。その違いが僕にはわかりにくいのですけれども、わかっている方もいらっしゃると思いますけど、その辺のところも詳しく説明して、みんなにわかりやすいように説明をできないのか。あとでいいですけども、何か文書にしてでも。確か去年は、現年度分と繰越分とに分けて最終専決してあるのですよ。

○総務課長補佐（田島輝久君）

これ26年度の決算書を持って来ているのですが、決算書で説明しますと、調定は課税した全額が調定額として出てきます。収入というのは実際に入ったお金が収入額として計上されます。予算はあくまでも見込みとして今年度これぐらい入るだろうという見込みで一応予算を立てるのですが、それ以上に実際に入ることも結構あります。そういったその予算以上に入った分が歳出に対して歳入のほうが多いので、その分が決算余剰金として翌年度のほうに繰り越しされる、もしくは基金の

ほうに2分の1計上されるということになります。

また後ほど説明のほうをいたしますので。

○4番（上木千恵造君）

よくわかりませんが、文書にしてでも議員の皆さん全部にでも配付していただきたいと思えます。

歳出の28ページの4の衛生費、2の環境衛生費の節19項の負担金及び交付金の合併浄化槽補助金が562万円減額になっていますけれども、これは設置基数が減額になったのか。それとも事業実績で減額なのか、説明をいただきたいと思えます。

○環境課長（佐藤光利君）

今の上木議員の質疑にお答えいたします。

合併浄化槽、当初、5人槽が57基、そして7人槽が2基、10人槽が1基、合計で60基で、プラス単独浄化槽撤去10基を計画しておりましたが、実績として5人槽が42、そして10人槽が1基、合計43基、単独浄化槽が12基であり、この17基分の差額分の減額に当たります。

○4番（上木千恵造君）

15、16基の変更で減になったということですね、実際のあれで。減額になったということですね。

32ページをお願いいたします。32ページの農林水産業費の目12、農林水産物輸送コスト支援事業、これが7,858万9,000円差額の減額になっていますけれども、これはどういう理由で減額になったのか、ご説明をいただきたいと思えます。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

農林水産費輸送コスト支援事業負担金7,858万9,000円の減額について、当初、1億2,400万円程度予算計上していましたが、この分、今年バレイショの値段がまた高騰しまして、民間に出荷量が流れた結果、7,858万9,000円の減となっています。これは実績に伴う減になっております。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

結局は従来農協、それに行くべきジャガイモが個人に回った分で、その部分については輸送コストがつかなかったと、そういうことで実績に伴う減額ということですよ。わかりました。

終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

歳出の9ページをお願いします。その前に、総括のところで申し上げるのですが、一般会計で1億281万3,000円の減額をしているわけです。これは、余りにも多い。当初計画した事業が恐らくできなかった。職員の怠慢ではないかなと思っているのですが、どうしてこれほどの大きな金額が減額

されなきゃならないのか。その内訳の中で、ほとんどが国県の支出金です。努力すれば、国や県からこれだけ交付されるというのが原則だろうと思うのですが、なぜ事業をこれだけ残してしなかったのか。各それぞれの課のものをを見ると、ほとんど100万円単位で減額しているのが多いですね。そこら辺、誰か説明ができますか。

○総務課長（樺山 誠君）

先ほどの質疑でもございましたように、一番大きいのが輸送コスト関係の事業の減額が多いということでございますけども、輸送コストの7,800万円程度の減額ということで、今期説明があったように、輸送コスト関係の申請団体が伊仙町において3団体ございますけども、その3団体以外の民間の消費者に流れた関係で、その輸送コストが申請できなかったというのが一番大きい原因だと思います。あと5,000万円程度はいろんな事業があるのですが、特にこの辺に関しては、職員の努力でいかんともしがたい部分かなと思っておりますけども、これがまず大きかったということでご理解いただければなと思っております。

○9番（明石秀雄君）

輸送コスト、10の国県の支出金ですが、ほとんどが民間の業者に流れたということですが、こういったところを経済課あたり、または税収を担当する税務課あたりで、そういった人たちに法人をつくるなりして、このお金を取る指導などはできないものなのか。7,000万円も結局宙に浮いてしまう。これだけあれば、伊仙町がどれだけ潤いますか。また、それに対する税収が出てくるはずですが。こういったものはできないのか、お願いいたします。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

輸送コストの件なのですが、説明会において、各島内の伊仙町から出荷している業者さんのほうを集めまして、説明会等でこういった事業がありますということで、輸送コストの事業がありますということで説明をしているのですが、なかなか業者さんのほうがそれに賛同してくれないという形になります。

以上です。

○9番（明石秀雄君）

指導してもできないのであれば、その人たちの課税はどういうような状態でやっているのですか。

○税務課長（當 吉郎君）

税務課のほうでは、毎年個人のほうに申告をしていただくわけなのですが、それに応じて課税を行うわけなのですが、残念ながらバレイショ等の出荷実績等のあたりもまた協力しながら、農家の皆さんに申告していただけるようにというお願い等はしているところなのですが、なんせご存じのように、一般の方に申告している皆さんも平等にできるのであれば、こちらのほうがその数字が把握できるのであれば、所得の確認ができますので、課税等もこちらのほうから強制的にでもそれに基づいて申告ができるわけなのですが、今のところ個人業者さん等の実際の一個人当たりの出荷量

等が把握できない、あとは販売額が確認できないという事情がありまして、なかなか課税ができないところであります。

○9番（明石秀雄君）

できないのであれば、取れとは言えないのですが、とりあえず個別のところ、できたら皆さんのほうで、なるべく努力をして申告をしてもらう、またそれだけやれば、これだけのお金が伊仙町に入るわけですから、そういった教育を常にやっていただきたいと思います。

それでは次に移ります。35ページお願いします。

土木のところでは防災安全資本のところでは、1,157万2,000円の減額をしているのですが、その内訳が工事請負費の減であります、これも見てみると国庫支出金がほとんどです。1,100万円のうち700万円は国庫からです。もう少し頑張ればいいかなと思っているのですが、なぜこういう結果が出たのか。

○建設課長（中熊俊也君）

この件に関しましては、先ほどもお答えしましたように、補助額の減であります。補助額の減でありますので、減額処分をしてあります。

以上です。

○9番（明石秀雄君）

補助額の問題も、申請をしているその段階で補助額は幾らだということも恐らく決まっているだろうと思うのですよ。過大見積もりですか。

○建設課長（中熊俊也君）

過大見積もりではなくて、事業費を道の距離を短くしたりとか、そういう感じで、その補助をされた額に合わせて道が短くなったり、事業量が減らしたりしている感じでやっていますが、過大見積もりではないです。国の財政関係で、こんだけしか金はないですよというような対応だと思えます。

○9番（明石秀雄君）

毎年申し上げているのですが、執行残的なもので流れて、取れるべき補助金とか負担金とかが取れない、それだけ伊仙町が損するわけですよ。取れるべきものは必ずきっちり取って、それだけ伊仙町の経済が活性化するわけですから、そういうような努力を今後とも続けてほしいと思いますので、努力していただくようお願いして終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成27年度一般会計補正予算書（第13号）について質疑をいたします。

歳出の24ページから、民生費について質疑をいたします。歳出の24ページから28ページまでを一括してお願いをしたいと思いますが、この6月補正は最終補正でありまして、5月31日に出

納閉鎖をして、最終補正になりますけれども、この民生費を見てみますと、ほとんどが減額補正になっております。今、国においても社会保障費の予算をどうするかということを実際に取り組んでいるところでありますけれども、我が伊仙町においても、この民生費が非常に減額多いということで、前もって詳細な説明があれば理解ができるのですけれども、その詳細な説明がありませんでしたので、お尋ねをいたしたいと思っております。事業実績によるものなのかどうか、説明をいただきたいと思っております。

ちなみに、この民生費で合計3,193万1,000円という額になっていると思っておりますけれども、その内訳、100万円単位の額でよろしいかと思っておりますので、順次追って、詳細な説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの質疑に説明いたします。十分説明しきれないところがあるかと思っておりますが、後もってまた説明を加えたいと思っております。

まずは、全般的に実績に伴うものであります。24ページ、1目社会福祉総務費の繰出金、28、助産費等補助金創出金、実績に伴いまして、出産分娩一時金をお支払いいたしますけれども、15人の実績ということで、出生数が27年度は少なかった。50人出生していますので、27年に関しては少なかったというところがあります。実績に応じてです。

あと、大きいところで25ページ、後期高齢医療費に関しまして、28繰出金ですけれども、後期高齢医療特別会計基盤安定繰出金ですけれども、169万円ですが、これも実績に伴いまして、医療費に関しましては、後期高齢、国保合わせまして適正化が図れてきておりまして、減になっております。

あと、6目障害者福祉費の扶助費、こちらのほう障害者自立支援給付費、自立支援医療費給付費事業費等200万円ほど下がっておりますが、これも実績に伴うものであります。

あと、地域生活支援事業費補助金も223万円減になっておりますが、申請のほうは十分事業申請いただいていると思うのですが、実績が減額になったというのと、いろいろ障害者に対してもいろいろな施設とか、あと通所とか、サービスが今行われておりまして、予防的のところも大分行われてきて、こういう障害者に関しても健康度が上がってきて、改善というところもあるかと思っております。

ちょっと詳細答えきれない部分に関しては、また後もって説明させていただきたいと思っております。

あと、26ページ、10目臨時福祉給付金事業費に関しまして、488万円減になっておりまして、19節負担金・補助金及び交付金、臨時福祉給付金313万円減ですが、これも実績に伴いまして、対象者のほうに通知しておりまして、その期間申請のある方に対しては、振り込み、または現金支給をしたりしておりますが、これは実績に伴うものであります。

全般的に以上ですけれども、実績に伴うもので、医療費に関しましては、予防活動が大分功を奏してきているのではないかなと思っております。また、詳しいところ、担当とも話しまして、また補足ありましたらさせていただきたいと思っております。以上です。保健福祉課からは以上で説明を終わります。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

27ページの款3民生費、項2児童福祉費の3の私立保育所費の節19負担金補助及び交付金の188万円の減なのですが、こっちは説明書のほうには、幸徳保育所児童措置費の負担金ということで載せてありますけど、これは幸徳といせんとわかばと、あと広域の4つのほうの分でありまして、この分も国の法律に伴う実績の減額ということです。

あと、5の子育て臨時給付金の事業費の負担金のほうも153万6,000円なのですが、この給付金も当初の予定の人数が1,500人で上げていまして、実績では988人ということで、こっちも実績に伴う減ということになります。

町民生活課からは以上です。

○14番（美島盛秀君）

ほとんどが実績に伴う結果でありますけれども、先ほども質疑がありましたように、これだけの予算を返納するという実績が、事業ができなかったということは、もうちょっと努力すればできる可能性もあるという思いもしますし、また、特にこの臨時給付金あたりは漏れがあるのではないかと、もらうべきものをもらってない人がいるのかなという思いがある、それから子育て臨時給付金にしても、情報不足でなかなかそういうのがもらってないということで、行政側としても、もっと努力する範囲はあるという思いをしております。といいますのは、結核治療の5年に1度にする事業があつて、これ関連しませんけれども、3,000円の補助金があるのにもらわない人がいると。また、その予防接種を受けない人がいるという話等も聞いています。こういう予算についての周知徹底したことが住民に行き届いていないのではないかなという思いがいたしておりますので、こちらあたり漏れはなかったのか、あるいは行政としてのきちんとした手続等、あるいは連絡等はできていたのかどうか、お尋ねをいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

質問についてお答えいたします。

臨時福祉給付金につきましては、低所得者、高齢者に向けて6月いっぱい通知を今年度、あと後半がまた3,000円の交付金が、給付金がありますけれども、その通知に関しまして、国のほうのシステムがありまして、それに準じて、通知のほうは対象者に発送しますのと、あといろいろな広報紙とかで広報はしておりますので、そこに当たって今もですけど、あくまでも申請になりますので、今回集落を回って説明会とかもしております、職員のほうでは今年は特に巡回もしまして、説明いたしまして、身近でも交付申請できるようにということで、そういう努力はしております。もう1回後半がありますので、そこに向けても今、ご指摘もありましたけれども、またこれ以上によいのがありましたら努力はしていきたいと思っておりますけれども、文書での通知、あとは広報等、あとは集落に入って、区長さん等の協力もいただきまして、そういう体制のほうはとっていただいておりますので、そのことはご報告いたしておきたいと思っております。

また、後半にもありますので、また他にも方法がないか、検討していきたいと思っております。ありが

とうございます。

○14番（美島盛秀君）

今おっしゃられたように、ぜひ今後、努力する事もたくさんあると思いますので、皆さんは、職員は公僕であり、住民へのサービスを100%しなければいけないという責務があると思います。その責任を十分果たしていけるような行政であってほしいということをお願いして終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

承認第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第4号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉理人君）

起立多数です。したがって、承認第4号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認は承認されました。

承認第5号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

承認第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第5号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第5号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認は承認されました。

承認第6号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

承認第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第6号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第6号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認は承認されました。

承認第7号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

承認第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第7号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第7号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認は承認されました。

承認第8号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算について、質疑をいたします。

歳入のこれ何ページかな、5ページ、款4の諸収入、項1雑入のところで、節2の雑入304万1,000円の電気代収入が減額になっておりますけれども、この説明をお願いいたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

雑入の電気代収入ですが、これについては、百菜の電気代でありまして、27年6月から28年の3月までの電気代となります。

○14番（美島盛秀君）

もう一度お願いします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

これについては、27年の6月から28年の3月までの10カ月分の電気代となります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

27年の6月といいますと、6、7、8、9、10、11、12、1、2、3、10カ月分、10カ月分の300万円が百菜から払われてないということでもありますけれども、以前にこの電気代については切り離してやるべきじゃないかと、向こうは組合に委託をしている関係上、向こうで収支決算はやるので、決算で収支上げさせるかどうかということを一一般質問、あるいは質疑でやった経緯もあります。

そこで、町長にお尋ねをいたします。2年半前になると思いますけれども、この百菜に500万円を組合に貸し付けている。町の財政も圧迫している中、その500万円を返納させたらどうかということ等を含めて質問をしたわけでありまして、そのときにまだ運営が軌道に乗ってないということで、まだ返済能力がないということで、ところが、あの当時6,200万円、1億2,000万円くらいの売り上げがあれば十分運営ができるという話でありまして、その当時は1億4,000万円の売り上げがあって、2,000万円のプラスになっているわけですよ。そのときに、収支決算報告書がありますかということと言ったら、当時はなかった。それで一般質問があつて、質疑があつて、その後でその報告書が届いたという当時の経済課長の答弁だったと思います。

そこで、私はこの規約等を見て、運営の条例等を見てみたときに、毎月、町長に収支報告をしなければならぬという条項が載っていました。その条項にのっとって毎月報告がありましたかという、なかったものですから、じゃ今後は努力をしますと、報告を受けるようにしますという町長の答弁もいただいたと思います。その後、町長は毎月その報告を受けているのかどうか確認をいたします。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

毎月の報告は、経済課としては今のところ受けておりません。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

最後に報告を受けたのは何年の何月ですか。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えします。

最後の報告につきましては、ちょっと手元に資料等ありませんので、調べてお答えしたいと思います。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

これは大事な問題でありますので、しばらく休憩して私の議事録も残っていると思います、何年の何月に最終に受けたのか。その資料、私も家にあるけれども、何月に受けたのか。調べてください。

○議長（琉理人君）

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時07分

○議長（琉理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（元田健視君）

先ほどの質問にお答えします。

百菜の総会が平成26年7月1日、26年度の通常総会ということで開きまして、27年度のほうには総会が開かれておりません。

また、昨年6月の定例議会の後に26年度の決算報告書という形でいただいております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

26年度は決算を終えてあると、それが27年の4月に総会を開いて認められていて、27年度は総会をまだしてなかったと。今28年度ですから、恐らく27年度の総会で報告等もやって認めてもらわなければならないわけなのですけれども、27年度の決算はまだ出てないと。26年度が出ているということで理解をしますけれども、そこで当初、百菜ができたのは21年だと思いますが、町の運営でやっておりましたので、月々報告をきちんとすると、町の予算でやっていたので、そういう規約等あったと思います。

ところが、これは26年度に組合に委託をして組合任せだ、そこに口出しをするわけにいかないという答弁も当時あったと思います、26年度に、こちらから決算書を出しなさい、出しなさいと言ってもまともに出てこなくて、また個人的にも私は組合長に言ってお願いをしたことなどもあります。

そういうこと、いろんな流れの中で、運営が厳しいということで、町から500万を貸し付けしているわけなのですけれども、その26年度の決算で黒字なのか、赤字なのか、お尋ねいたします。

○議長（琉 理人君）

14番、美島盛秀君にお伝えをしますが、今、承認第8号について質疑中で、ほーらい館の電気代につきましては、ほーらい館のほうで電気代の徴収をどうするかということのをこれから考えていただきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

はい、わかりました。

その300万という電気代の収入、これが10カ月間入ってこない間、どのような措置をしたのか、お尋ねをいたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

毎月、百菜のほうには出向いて電気代の話をしておりまして、また組合長本人とも1月か12月ぐらいいには話をしてありました。

○14番（美島盛秀君）

その支払いの催促をしたときに、組合長は払うと言ったの、それとも、今、赤字決算だから払える状況ではないと言ったのか、お尋ねをいたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

これについては、その当時は払いますということで返事をいただいております。

○14番（美島盛秀君）

年度もかわって28年度に入りましたけれども、恐らく27年度の決算等で町の500万の貸し付け、これ等も返納するような話も出ると思います。そして、組合に完全に委託をするというようなことを考えていかないと、いつまでたっても改善はできないと、私は個人的には思っています。

そういう立場から、館長としては、この300万を今後どういうふうにして回収するのか、あるいは一般会計からまた繰り入れをしてもらうという考えがあるのか、館長のお考えをお尋ねいたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

今後は百菜の事務をしている方、また経済課の方々交えまして、この話をして結論を出していきたいというように考えております。

○14番（美島盛秀君）

館長は一職員であり、責任を持ってこの支払い関係の責任はとれないと思いますけれども、そこで町長、この問題について、この300万が今まで不能金になって回収できずにいるわけなのですけれども、これを一般財源からまた繰り入れをしてやる考えがあるのか、あるいはまた、今後、この組

合との交渉でこの回収に努力するのか、町長の考えをお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

百菜の売り上げに関しましては、順調に伸びていた時期がありましたけれども、この1、2年いろんな利用者の方々も含めて、余り伸びてないということで、指導というか、例えばAコープができた後、それからエブリワンができた後など売り上げは減ったときに、いろいろ経営改革ということで、経済課長とともに、何度かその朝礼に行ったりして、いろいろ指導してまいりました。

そういった経緯の中で、これは町が委託したわけでありまして。組合長とも話をし、全職員ともいろいろ話をした結果、組合長の経営能力に関しまして不十分であるというふうに私は認識いたしまして、経営を改善するようというのを強く指導してまいりました。

そういった中で、ほーらい館館長から報告を受けまして、電気代が払ってないってことなどが報告を受けまして、これは内部の意見もいろいろ聞いて、経営を、組合長そのものが変わっていかねばいけないというふうに思っておりました。そういうようなことを本人にも申し上げまして、それは経済課長も一緒になって500万の毎年の繰り入れをしている、それが返済できないようでは困るわけですから、しっかりと改善するようという指導をこの1年間の間に何度かしてまいりました。

そのことが、組合長自身もいろいろ努力はしたと思いますけれども、いろんな内容に関しましては、今後、総会があるまでに、いろんな形でつぶさにいろんな経理等しっかりとやるように、経済課長を通じて、私自身も指導をしていきたいと思っております。

努力の結果もあって、今また、いろんな大型店舗といろいろ切磋琢磨できるような内容をしていくということで、特に惣菜関係に関しましては、いろいろまた評価も上がってきておりますし、あちこち出向いての弁当の販売等も努力をしているようには感じられるわけでありまして、今後、モクモク手づくりファームとの連携等も一時よりは弱くなっていますので、きゅっきゅ便など改善していける余地は残っておりますので、あとは一時好調のときにいたメンバーが島外出身者でありますので、出ていったとか、メンバーの士気をいかに高めていくかということをしてリードできるような組合長の条件であると思っております。

そして、農家の方々との信頼関係を、たまに品質の悪いものがあるわけでありまして。これはあってはならないことであるわけですが、そういうことがまた再発してきているということなどが売り上げの伸び悩みにつながっていると思っておりますので、そういう面も含めて徹底した形での経営改善をするようお願いしてまいりたいと思っております。

ですから、この500万に関しては、毎年経営のための、運営のための500万は毎年返済していただいておりますので、そのことと電気料もちゃんと払うようにほーらい館長に強く請求するように指導してまいりたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

私は、いつも町長に申し上げ、いろんなこと意見もするわけなのですが、いつでも私から

すれば、町長の答弁は言いわけに過ぎないとしか私は思っておりません。

そこで、当時のこの百菜の規約、それから今の組合と委託をした委託契約書を提出することをお願いして、質疑を終わります。

○議長（琉 理人君）

それでは、他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第8号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第8号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認は承認されました。

承認第9号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第9号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第9号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第9号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認は承認されました。

承認第10号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第10号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第10号、平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第10号、平成27年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分の承認は承認されました。

△ 日程第14 報告第1号 平成27年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

△ 日程第15 報告第2号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告

○議長（琉 理人君）

日程第14 報告第1号、平成27年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、日程第15 報告第2号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告の2件を一括して議題とします。

報告第1号から報告第2号まで一括して報告を求めます。

○町長（大久保明君）

報告第1号は、平成27年度一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号は、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

報告第1号、平成27年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について補足説明をいたします。

2款総務費1項総務管理費、事業名、情報セキュリティ強化対策事業費1,782万円を平成28年度へ繰り越すものでございます。事業費、集落活性化推進事業費320万円を平成28年度へ繰り越すものでございます。事業費、企業誘致促進施設整備対策事業費4億5,813万円のうち6,311万7,000円を28年度へ繰り越すものでございます。事業名、生涯活躍のまち推進事業費2,450万円を平成28年度へ繰り越すものでございます。

3款民生費1項社会福祉費、事業名、地域包括ケアシステム確立事業費380万円を平成28年度へ繰り越すものでございます。

4款衛生費1項保健福祉費、事業名、奄美世界遺産登録へ向けた猫対策事業費986万2,000円を28年度へ繰り越すものでございます。

5款農林水産業費1項農業費、事業名、農業支援センター改修事業費3,350万円を平成28年度へ繰り越すものでございます。2項農地費、事業名、オルソ画像協同更新事業費500万円を平成28年度へ繰り越すものでございます。

7款土木費2項道路橋梁費、事業名、防災安全社会資本整備交付金事業費1億4,520万5,000円のうち7,200万円を平成28年度へ繰り越すものでございます。3項公安費、事業名、公安海岸保全施設長寿命化計画策定事業費450万円を平成28年度へ繰り越すものでございます。4項住宅費、事業名、公営住宅建設事業費1,130万8,000円のうち679万9,000円を28年度へ繰り越すものでございます。

8款消防費1項消防費、事業名、防災まちづくり事業費9,032万3,000円のうち4,153万2,000円を28年度へ繰り越すものでございます。

9款教育費5項社会教育費、事業名、地域文化財利活用事業費500万円を28年度へ繰り越すものでございます。

10款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、事業名、農地農業用施設災害復旧事業費1,450万6,000円のうち334万8,000円を28年度へ繰り越すものでございます。2項公共土木施設災害復旧事業費、事業名、道路河川等災害復旧事業費1億791万2,000円のうち834万9,000円を平成28年度へ繰り越すものでございます。

合計、9億3,456万6,000円のうち3億232万7,000円を平成28年度へ繰り越すものでございます。

以上、報告をいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

報告第2号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について補足説明をいたします。

1款水道事業費3項配水給水費、事業名、東部地区増補改良事業、金額2億4,874万3,000円のう

ち2億934万6,000円を平成28年度へ繰り越すものいたします。

以上、報告いたします。

○議長（琉 理人君）

報告第1号、報告2号について質疑を行います。

○4番（上木千恵造君）

一般会計の繰越金のうちの発注状況をわかっているならば、お答えいただきたいと思います。発注していないのとしてあるのと。

○総務課長（樺山 誠君）

繰り越しをされている事業に関しましては、発注状況、その他の進捗状況をしっかり一覧表にまとめて、調査してまとめて議会のほうに提出いたします。

○4番（上木千恵造君）

終わります。

○議長（琉 理人君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

報告第1号、平成27年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、報告第2号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告の2件について、これで終結します。

△ 日程第16 議案第44号 伊仙町辺地総合計画の策定について

○議長（琉 理人君）

日程第16 議案第44号、伊仙町辺地総合計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第44号は、伊仙町辺地総合計画の平成28年度から平成32年度までの年次計画を策定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第15号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があればこれを許します。

○企画課長（池田俊博君）

議案第44号、伊仙町辺地総合計画の策定について、補足説明をいたします。

平成27年度に伊仙町辺地総合計画が終了いたしました。新たに平成28年度から平成32年度までの伊仙町辺地総合計画を作成いたしました。

作成に当たりましては、第5次伊仙町総合計画で「雇用・定住・所得増に挑戦する活気あふれる伊仙」をキャッチフレーズとして、保健医療福祉が充実し、赤ちゃんからお年寄りまで健康に暮らせるまち、農業の振興を中心に産業が立ち上がるまち、世界自然遺産登録定住促進に取り組み、交流人口を増やすまち、以上3つの将来像を町政運営の指針として、この辺地総合計画においても計上してございます。

また、まち・ひと・しごと総合戦略と整合性を図り、伊仙町中期財政計画等においても、注視しながら事業を円滑に進めてまいりたいと思います。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、議案第44号、伊仙町辺地総合計画の策定についての審議を中止します。

△ 日程第17 議案第45号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第17 議案第45号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第45号は、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例を改正いたしたく提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第45号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

市町村の統一的情報公開、個人情報保護審査会並びに統一的行政不服審査会の設置に伴う委員の伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例に、このページをこの別表1に追加するものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで議案第45号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の審議を中止します。

△ 日程第18 議案第46号 伊仙町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第18号 議案第46号、伊仙町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に

ついて議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第46号は、伊仙町体育施設の設置及び管理に関する条例を改正いたしたく提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○社会教育課長（明 勝良君）

議案第46号、伊仙町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

現在、設置、体育施設の設置条例がございますが、以下に示す相撲場並びに旧徳之島農業高校の体育施設等の設置条例を、今回新しく体育施設の設置条例に位置並びに使用料等を追加するものがございます。

ご審議賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、議案第46号、伊仙町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の審議を中止します。

△ 日程第19 議案第47号 徳之島地域文化情報発信施設設置条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第19 議案第47号、徳之島地域文化情報発信施設設置条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第47号は、徳之島地域文化情報発信施設設置条例を改正いたしたく提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○企画課長（池田俊博君）

議案第47号、徳之島地域文化情報発信施設設置条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

徳之島地域文化情報発信施設設置条例第8条において、施設の利用許可の条項に、現在においては、ビデオ撮影、インターネット配信、出店等の業については、直接町のほうに利用申請をしておりますが、その利用申請の条件といたしまして催事、催し事の主催者の承諾を得ることをこの条例

において明文化することにより、主催者の利便性、また利用の整合性、透明性が確保されるということであり、これまで主催者よりの要望等もあり、今回改正するものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、議案第47号、徳之島地域文化情報発信施設設置条例の一部を改正する条例の審議を中止します。

△ 日程第20 議案第48号 伊仙町課設置条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第20 議案第48号、伊仙町課設置条例の一部を改正する条例について議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第48号は、伊仙町課設置条例を改正いたしたく提案しております。
ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第48号、伊仙町課設置条例の一部を改正する条例について、補足説明を行います。
地方創生の推進と情報発信の強化並びに環境行政と観光振興を図るため、伊仙町課設置条例の「企画課」を「未来創生課」に「環境課」を「きゅらまち観光課」に改めるものでございます。
ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで議案第48号、伊仙町課設置条例の一部を改正する条例の審議を中止します。

△ 日程第21 議案第49号 平成28年度伊仙町高規格救急自動車購入事業購入契約

○議長（琉 理人君）

日程第21 議案第49号、平成28年度伊仙町高規格救急自動車購入事業購入契約について議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第49号は、平成28年度高規格救急自動車購入事業購入契約をいたしたく提案しております。
ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第49号、平成28年度伊仙町高規格救急自動車購入事業購入契約について、補足説明をいたします。

平成18年2月に購入しました徳之島消防組合伊仙分遣所の救急車が老朽化したために、今回、町の過疎債を活用いたしまして高規格救急車を購入するものでございます。

備品購入事業名、平成28年度伊仙町高規格救急自動車購入事業、納入場所、大島郡伊仙町伊仙1841番地、徳之島地区消防組合伊仙分遣所、購入契約額3,486万2,400円、契約相手方、鹿児島県鹿児島市西千石町1番28号、鹿児島トヨタ自動車株式会社代表取締役鮫島勝行氏。以上でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで議案第49号、平成28年度伊仙町高規格救急自動車購入事業購入契約の審議を中止します。

△ 日程第22 議案第50号 平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事
（3工区）請負変更契約

○議長（琉 理人君）

日程第22 議案第50号、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（3工区）請負変更契約について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第50号は、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（3工区）請負契約に変更が生じたので、変更契約いたしたく提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

議案第50号、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（3工区）請負変更契約につきまして、補足説明をいたします。

工事名、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（3工区）、工事場所、伊仙町面縄地内、既定の額に変更契約増額317万4,000円を増額いたしまして、変更後の額を8,201万4,000円とするものであります。契約相手方は、鹿児島県大島郡伊仙町2968番地、樺山工業株式会社代表取締役樺山武一でございます。

変更の内容といたしましては、沈殿池及び管理棟の基礎の掘削におきまして、路盤の指示力が得られないため、当初の設計値の底板より500mmから800mm程度の基礎置換工を実施するものでございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで議案第50号、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（3工区）請負変更契約の審議を中止します。

△ 日程第23 議案第51号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）

△ 日程第24 議案第52号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第25 議案第53号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第26 議案第54号 平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（琉 理人君）

日程第23 議案第51号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）、日程第24 議案第52号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第25 議案第53号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）、日程第26 議案第54号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）の4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第51号から議案第54号までの提案理由を説明いたします。

議案第51号は、平成28年度伊仙町一般会計、議案第52号は、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第53号は、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

議案第54号は、平成28年度上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

平成28年度一般会計補正予算（第1号）をお開きください。

議案第51号、平成28年度伊仙町一般会計補正（第1号）について、補足説明をいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額52億8,719万1,000円に歳入歳出それぞれ7,578万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を53億6,297万2,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入からご説明をいたします。

9款地方交付税、補正前の額29億2,812万円に5,115万5,000円を増額補正し、29億7,968万2,000円とするものでございます。

11款分担金及び負担金、補正前の額6,157万2,000円に10万円を増額補正し、6,167万2,000円とす

るものでございます。

13款国庫支出金、補正前の額6億7,381万9,000円に261万1,000円を増額補正し、6億7,643万円とするものでございます。主な理由といたしましては、個人番号カード交付事業交付金の増額によるものでございます。

14款県支出金、補正前の額4億2,223万3,000円に133万5,000円を減額補正し、4億2,089万8,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、教育費県委託金の減額によるものでございます。

16款寄附金、補正前の額10万2,000円に180万円を増額補正し、190万2,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、きばらでえ伊仙応援基金によるものでございます。

17款繰入金、補正前の額1億1,512万6,000円に85万円を増額補正し、1億1,097万6,000円とするものでございます。

19款諸収入補正前の額3,946万9,000円に600万円を増額補正し、4,546万9,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、一般コミュニティー助成事業の採択によるものでございます。

20款町債、補正前の額5億2,470万円に1,420万円を増額補正し、5億3,890万円とするものでございます。主な理由といたしましては、火葬場炉新設事業並びに公営住宅建設事業費の増額によるものでございます。

以上、補正前の額52億8,719万1,000円に7,578万1,000円を増額補正し、53億6,297万2,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1款議会費、補正前の額8,794万4,000円に79万9,000円を増額補正し、8,874万3,000円とするものでございます。

2款総務費、補正前の額6億8,931万5,000円に4,269万4,000円を増額補正し、7億3,200万9,000円とするものです。主な理由といたしましては、総務一般管理費並びに企画費の増額によるものでございます。

3款民生費、補正前の額14億5,107万5,000円に167万5,000円を増額補正し、14億5,275万円とするものでございます。

4款衛生費、補正前の額5億5,819万9,000円に655万6,000円を減額補正し、5億6,475万5,000円とするものでございます。

5款農林水産費、補正前の額5億1,244万2,000円に615万円を減額補正し、5億629万2,000円とするものでございます。

6款商工費、補正前の額2,119万5,000円に190万4,000円を増額補正し、2,309万9,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、徳之島地域文化情報発信施設運営費の増額によるものでございます。

7款土木費、補正前の額5億2,454万1,000円に2,819万4,000円を増額補正し、5億5,273万5,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、道路維持費並びに公営住宅建設事業費の増額によるものでございます。

9款教育費、補正前の額3億6,214万9,000円に489万1,000円を減額補正し、3億5,725万8,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、社会教育費の減額によるものでございます。

10款災害復旧費、補正前の額170万8,000円に500万円を増額補正し、670万8,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、農林水産施設災害査定費の増額によるものでございます。

以上、歳出合計補正前の額52億8,719万1,000円に7,578万1,000円を増額補正し、53億6,297万2,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

第2表地方債の補正についてご説明をいたします。

地方債の目的(1)過疎対策事業債、補正前の限度額2億5,000万円に対しまして、補正後の限度額を2億5,820万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については、表記載のとおりでございます。

(3)公営住宅施設整備事業債、補正前の限度額1億1,210万円に対しまして補正後の限度額を1億1,810万円とするものでございます。

合計補正前の限度額5億2,470万円に対し、補正後の限度額を5億3,890万円とするものでございます。

5ページをお目通しください。

第3表、債務負担行為についてご説明をいたします。

住宅リース事業(阿三団地)、期間、平成29年から平成43年まで15年間、限度額1億9,959万2,000円、住宅リース事業(阿権団地)、期間、平成29年から平成43年の15年間、限度額9,431万6,000円でございます。

調書に関しましては、予算書の24ページに記載をしてございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(琉理人君)

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(琉理人君)

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、明日は引き続き説明をさせていただきますので、その後、一般質問になります。

よろしくお願いいたします。

延 会 午後 3時00分

平成28年第2回伊仙町議会定例会

第 2 日

平成28年6月17日

平成28年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年6月17日（金曜日） 午前10時04分 開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 議案第51号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第2 議案第52号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（補足説明のみ）
- 日程第3 議案第53号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）（補足説明のみ）
- 日程第4 議案第54号 平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）（補足説明のみ）
- 日程第5 一般質問（美山 保議員、明石秀雄議員、牧 徳久議員）3名

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	7番	福留達也君
8番	前徹志君	9番	明石秀雄君
10番	樺山一君	11番	永岡良一君
12番	伊藤一弘君	13番	琉理人君
14番	美島盛秀君		

1. 欠席議員（1名）

6番 永田誠君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂浩一君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	一
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	澤佐和子君	経済課長	元田健視君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	久保等君
環境課長	佐藤光利君	水道課長	喜昭也君
選管書記長	鎌田重博君	農委事務局長	永島均君
教育長	直章一郎君	教委総務課長	仲島正敏君
社会教育課長	明勝良君	学給センター所長	水本斉君
ほーらい館長	仲武美君		

平成28年 第2回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	美山 保 (議席番号5)	1. 芸能文化の継承について	近年、各集落の芸能文化活動に参加する人口が減少しているように感じられる。そこで、伊仙町における芸能文化を継承していくためには、集落住民だけではなく、学校教育の中で、小・中学校の生徒に総合学習の中で指導されることが大切であると思われる。このことについて前回、26年12月議会でも一般質問を行っておりますが、その答弁では、校長会や教頭会、そして先生方にも通達して、芸能文化の育成に対応していくとの答弁であったが、その後どのように対応されているのか問う。	教育委員長
		2. 文化協会活動について	伊仙町文化活動の活性化を図っていくためには、町民が一体となって芸能文化活動を理解して盛り上げ、町民が明るく活気のある町づくりに貢献していくことが必要であると考えますが、それには予算が伴い、限られた予算の中で厳しさがある。そこで、地方創生関連事業の中で、芸能文化を育成する事業はないのか。また、宝くじ助成事業や、コミュニティー事業の中の活力ある地域づくり事業の推進に対応して、文化協会への補助金を受ける事は出来ないのか問う。	町長
		3. 町内の案内看板について	平成30年度の世界自然遺産認定に向けて、町内の各集落の案内看板や主要道路の行き先の案内看板が不足していると思われる。町内外の人からも看板があればと話される人達の声が聞かれます。世界自然遺産に認定されれば特に必要性を感じるのではないかと。また夜間になれば尚看板の必要性が感じられるのではないかとと思われる。そこで、地方創生事業等で各集落内の看板や主要道路の行き先の案内看板を設置出来ないのか問う。	町長
2	明石 秀雄 (議席番号9)	1. 教育委員会議について	① 教育委員の仕事（役割）とその人数は何名か。	教育委員長
			② 定例委員会議の出席者の決定者は。	教育委員長
			③ 学校訪問の役割について。	教育委員長
			④ 教育委員の研修はどのように何回行っているのか。	教育委員長

2	明石 秀雄 (議席番号9)	2. 教員住宅整備 について	① 現在、既存の教員住宅の現状（住宅軒数、空家軒数、入居軒数、及び場所等）	教育委員長
			② 教員の町内居住の件について議論があったが、その後の取組み（対策）と、その結果について。	教育委員長
3	牧 徳久 (議席番号3)	1. まち・ひと・しごと創生伊仙町総合戦略について	国の地方創生法の制定とともに伊仙町においても昨年12月に「まち・ひと・しごと創生伊仙町総合戦略」を策定し、町の将来像や目指すべき方向性など基本的目標を明示し、取組んでいる事と思いますが、今回CCRCのモデル地区とならなかった理由を長寿と子宝出生率日本一の町としてどう受け止めているのか。また補助率が2分の1と、奄振事業の補助率より低い状況の中、財政的に推進していけるのか疑問である。このことをどう考えているのか問う。	町 長
		2. 農地、農道、町道の整備について	① この問題については、たびたび議会でも取り上げて来ましたが、小島集落では全く変化が感じられません。6月号議会だより「町民の声」としてインタビューを行うと、道路が悪く車の走行や散歩ですら不安であるとの意見などもあり、真剣に考えて頂きたい。今後対応出来るのかどうか問う。	町 長
			② 糸木名地区の畑が水没した箇所について以前にも一般質問で取り上げ、議会でも現地調査を実施し、一日でも早く畑の冠水を解決するため地権者と交渉し東側の川まで排水路を敷設するとのことであったが、その後進展しているのか問う。	町 長
3. 徳之島地域文化情報発信施設（なくさみ館）への牛の体重測定器設置について	先般、県知事が来館された際、牛の体重測定器を設置できないか要望してありましたが、これについてその後、県議を通じて大島支庁の地域振興事業で対応できると思うという回答であったが、補助率が2分の1であるため、3町広域でも申請が可能だと思うが、財政面を考慮し唯一、徳之島の代表的な施設として両町にも呼びかけたらよいと思うが見解を問う。	町 長		

△開 会（開議） 午前10時04分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第51号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）

△ 日程第2 議案第52号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第3 議案第53号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第4 議案第54号 平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（琉 理人君）

日程第1 議案第51号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）、日程第2 議案第52号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第3 議案第53号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）、日程第4 議案第54号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）の4件を一括して議題とします。

昨日に引き続き審議を始めます。補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

議案第52号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額13億4,003万円に歳入歳出それぞれ366万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額13億4,369万8,000円とするものです。

3ページをお開きください。歳入について説明いたします。4款国庫支出金、既定の予算に116万8,000円を増額し、4億8,960万1,000円とするものであります。

4款2項1目財政調整交付金100万円を保険者努力支援事業補助金として増額し、64歳未満の若年層の健康増進支援として国保の保険事業と整合性を図り、4カ月間特定検診やほーらい館を活用した運動やウォーキングなどの実施により、高齢者の元気度アップポイント制度のようにポイントを貯めたり、グループ登録による腹囲減少ポイントなどで競い、インセンティブ効果で健康づくりを支援するものであります。平成28年度より、国は、保険者努力支援制度における評価指標を制定し、これに基づき特別調整交付金を算定することになっております。

4款3項1目国庫補助金として、国保制度関係業務準備事業補助金として国保システムの改修になります。

6款1項1目療養給付費交付金として、退職者医療費交付金250万円を増額するものであります。

次のページ、4ページをお開きください。歳出です。1款総務費、既定の予算に116万8,000円を増額し、1,630万6,000円とするものであります。

主な理由としては、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、先ほど申しあげましたヘルスケアポイント支援費として100万円を増額補正、またシステム改修費として16万8,000円を増額するも

のであります。

2 款保険給付費、既定の予算に250万円を増額し、6 億9,662万円とするものであります。

理由としましては、2 款保険給付費 2 項高額療養費 2 目退職被保険者等高額療養費負担金250万円を増額するものであります。

以上、ご審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

議案第53号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額5億6,094万1,000円に歳入歳出それぞれ342万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を5億6,436万3,000円とするものでございます。

歳入から説明いたします。5ページをお開きください。4款繰越金1項繰越金1目繰越金、補正前の額1,000円に342万2,000円を増額補正し、342万3,000円とするものでございます。

次に、歳出を説明いたします。6ページをお開きください。1款水道事業費1項一般管理費1目一般管理費、補正前の額5,613万8,000円に40万2,000円を増額補正し、5,654万円とするものでございます。これにつきましては、人件費が主でございます。

次に、2項原水浄水費、補正前の額3,533万5,000円に302万円を増額補正し、3,835万5,000円とするものでございます。これにつきましては、11節の需用費の302万円の修繕費が主でございます。

次に、3項の配水給水費に関しましては、予算の組み替えでございます。

以上、審議賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第54号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出の補正の収入のほうから説明させていただきます。第1款水道事業収益、既決の予定額1億2,651万2,000円に304万9,000円を増額補正し、1億2,956万1,000円とするものでございます。これらにつきましては、一般会計からの繰入金でございます。

次に、支出でございます。第1款水道事業費1億990万7,000円に304万9,000円を増額し、1億1,295万6,000円とするものでございます。これにつきましては、各浄水場の砂代や機械、部品交換費などでございます。

次に、資本的収入及び支出の補正の収入を説明させていただきます。第1款資本的収入、既決予定額2,054万3,000円に1,000万円を増額補正し、3,054万3,000円とするものでございます。これにつきましては、企業債の増額でございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出、既決の予定額4,014万8,000円に1,148万円を増額補正し、5,162万8,000円とするものでございます。これにつきましては、落雷等による電動弁流量計等の修繕または購入費、配水管の布設替費などでございます。

以上、審議賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、議案第51号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）、議案第52号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第53号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）、議案第54号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）の4件の審議を終わります。

△ 日程第5 一般質問

○議長（琉 理人君）

日程第5 一般質問を行います。

初めに、美山 保君の一般質問を許します。

○5番（美山 保君）

おはようございます。5番、美山 保です。熊本・大分地震に遭われた皆様方のご冥福とお見舞いを心からお祈り申し上げます。

伊仙町政の発展と地域発展のため、安全・安心で住みよいまちづくりのために一生懸命頑張ってまいりたいと思います。

町議会議員として誇りを持って第1回目の一般質問をいたします。明解な答弁を期待します。

1、芸能文化の継承について。

近年、各集落の芸能文化活動に参加する人口が減少しているように感じられる。そこで、伊仙町における芸能文化を継続していくためには、集落住民だけでなく、学校教育の中で小・中学校の生徒に、総合学習の中で指導することが大切であると思われる。

このことについて前回、26年12月議会でも一般質問を行っておりますが、その答弁では、校長会や教頭会、そして先生方にも通達して、芸能文化の育成に対応していくと答弁をされておりますが、その後どのように対応されているのか問う。

2、文化協会活動について。

伊仙町文化活動の活性化を図っていくためには、町民が一体となって芸能文化活動を理解して盛り上げ、町民が明るく活気のあるまちづくりに貢献していくことが必要であると考えますが、それには予算が伴い、限られた予算の中で厳しさがある。そこで、地方創生関連事業の中で、芸能文化を育成する事業はないのか。

また、宝くじ事業やコミュニティー事業の中の活力ある地域づくり事業の推進に対応して、文化協会の補助金を受けることはできないか問う。

3、町内の案内看板について。

平成30年度の世界自然遺産に向けて、町内の各集落の案内看板や主要道路の行き先の案内看板が不足していると思われる。町内外の人たちからも看板があればと話しされる人たちの声が聞かれます。世界自然遺産に認定されれば特に必要性を感じるのではないかと。また、夜間になれば、なお看

板の必要性が感じられるのではないかと思います。

そこで、地方創生事業で各集落内の看板や主要道路の行き先の案内看板を設置することはできないか問う。

2回目からは自席にて質問いたします。

○教育長（直章一郎君）

美山議員の質問にお答えします。

各地域で大切に守り育てられた貴重な芸能文化が多数残っています。このような伝統芸能や伝統行事などの保存、継承については、後継者不足に悩んでおり、どのように未来の子供たちに継承していくかが大きな課題であります。美山議員みずから率先して芸能文化の継承に尽力していることに対しまして、感謝申し上げたいと思います。

お尋ねの平成26年12月議会の一般質問後の芸能文化の育成、対応についてお答えします。毎年12月ごろから各学校次年度の教育課程編成の準備に入りますが、そのときに地域の実態に応じて教育課程に位置づけるようお願いしているところです。

また、教育課程には位置づけていないが、運動会あるいは学習発表会、文化祭の前に集落の皆さんに指導してもらっている学校もあります。

このように、どこの学校も伝統芸能の継承については共通の認識で取り組んでいますので、ご理解をいただきたいと思います。

○5番（美山 保君）

2回目の芸能文化の継承について質問いたします。

今、教育長からお答えですけれども、やっぱり私たちが住民として聞きたいのは、徳之島町神之嶺小学校では、総合学習の中で時間をとって芸能文化指導していますが、我が伊仙町においてもこのように学校の中で、教育委員会が積極的に率先して伝統芸能文化を取り組むことができないかお尋ねします。

○教育長（直章一郎君）

お答えします。

子供たちが、芸能文化そういったものに触れたりあるいは知ることによって、郷土に対する愛着あるいは誇りを醸成することができると思いますので、ぜひ教育委員会としても、この芸能文化については各学校に非常に大切なことですので、率先してまた学校にも取り組むようにしていきたいと考えています。

○5番（美山 保君）

各学校でも、小規模校については対応しやすいでしょうけれども、大規模校になれば、各集落から踊りやら歌やらいろいろ問題が出てきます。

できる限り対応して、率先して伝統芸能を伝えるように、ぜひお願いをしておきたいと思います。

続いては、2回目の文化協会活動について質問いたします。

○議長（琉 理人君）

答弁から先をお願いします。

○町長（大久保明君）

おはようございます。美山 保議員の文化関連の質問にお答えいたします。

今、教育長との協議の質問の中で出た子供たちが、私の感じでは、特に小規模校中心に確かに子供たちが島唄、三味線、いろんな伝統文化を継承しているし、また各集落の敬老会、新年会などでも、子供たちがほとんど主役になっている状況であります。

以前よりは島の伝統文化に対する意識は強力になってきていると思いますけども、伝統継承指導する方々の不足ということが大きな課題ではないかと思えます。

そういった中で2番目の質問でありますけど、地方創生関連の中でそのような事業がとれないかということでもあります。

また、宝くじ助成事業、コミュニティー事業も含めては、企画課長のほうから詳細に答弁をしていただきますけれども、今地方創生という大きな流れ、これは簡単に言えば東京一極集中からの是正ということであると言えます。

ということは、県内においても、鹿児島からの一極集中の是正であり、町内においては伊仙校区から全ての校区に若者を分散させていくと、小規模校を存続させていくと。そのことの一番の意味は、伝統文化の継承と復活、そしてさらなる新しい伝統文化を創造していくということにもなると。そのことがまさに地方創生そのものだとは私は信じております。

そういった中で、地方創生ということは文化であると。自然遺産も究極のところは、その地域の伝統文化に魅力あるかどうかで、いろんな交流人口がふえてくるとかいうことにつながっていきますので、全力で取り組んでいかなければならないと思えます。積極的に地方創生事業の中で、今私たちがやっている一番の大きな柱は、各集落への住宅政策であり、そこに多くの人たちを移住してもらおうということでもありますので、それは伝統文化の復活になると思えます。

○5番（美山 保君）

今の町長から、2番目の文化協会活動についても答えがありましたけども、再度また質問したいと思えます。

町の文化協会の活性化を図り、活力のあるまちづくりを推進して子や孫に伝承していくために、社会教育課のほうで地方創生事業や企画課など各関係課と連携をして事業費の獲得をして、文化協会の事業費を獲得できないか問う。

○社会教育課長（明 勝良君）

それでは、ただいまの美山議員の質問にお答えをいたします。

各種の助成事業によって、文化協会への補助金や助成金を受けることができないかというふうな内容かと思えますけども、国や県、その他の財団や振興会からの補助金を受けることができます。

いずれにおいても、団体の示す事業内容を実施することを目的として市町村や各団体への事業費

の全額または一部を補助するものでございます。

助成事業団体の示す要件の内容を満たすものであれば、申請をすることができます。現に今年度も鹿児島県文化振興財団の伝統文化の保存継承に係る助成事業を文化協会内の一団体の助成が決定している状況でございます。

また、先ほどありましたけども、地方創生事業におかれましては、例えば文化協会内において、この伝統文化の継承のためにこのような活動をする、またこの伝統文化の復活のために、こういった取り組みをするというふうな事業内容等取りまとめていただいて、諸経費等協議していただいて担当課のほうに提案をすることができるというふうな状況かと思っております。

今後とも我々担当課のほうでは、文化協会への助成事業団体への案内、また事業内容等を提示しながら、文化協会等で議論をいただいて、またその申請等の手続等においては、当課のほうでお手伝いをしながら、協力しながら提案していきたいというふうに思っております。

○5番（美山 保君）

文化協会のほうでも一応申請をするようにしますが、ぜひ社会教育課のほうで率先して事業取り上げてやっていただければ幸いかと思っております。よろしく申し上げます。

○企画課長（池田俊博君）

先ほどの明社会教育課長の答弁と重なる点がございしますが、地方創生の推進については、国と地方が役割を分担して、地方が主体となって取り組むとされておりますので、伊仙町においても地方創生を実現するための計画であるまち・ひと・しごと創生伊仙町総合戦略を作成しております。

この中においても基本目標の第3として、時代に合った地域をつくることで伊仙町への人の流れをつくり、長寿世界一を育んだ安心な暮らしを守る。伊仙町版生涯活躍のまち推進の基本法の中で、移住者支援及び活躍の場の提供という施策を実施しております。地域居住者を含む移住者のための各種コミュニティーへの参加支援を行う施策で、芸能文化を育成することは可能と考えております。

また、文化協会育成を地方創生にいかにつなげていくか、このことについてはストーリーづくりをこれから考えていって、いかにして人を呼び込んでこれるかというような書類をつくっていくのが、これから重要になってくると思っております。

以上です。

○5番（美山 保君）

企画課長からも答弁がありましたように、やっぱり伝統芸能をさせるためには地方創生事業を活用して、そして社会教育課が取りまとめて、そして率先していただければ幸いかと思っております。そういう事業をやっぱり活かしていかなければ、町の限られた予算で対応するのは大変だと思っておりますので、ぜひ。よろしく申し上げます。

○町長（大久保明君）

3番目の町内の案内看板についての答弁をいたします。

町内の人は大体集落の位置はわかっておりますけど、例えば観光客だけでなく町外の人たちで

も、夜は看板が見にくいのですが、昼間でも集落がよくわからないということで案内板がないということは、たびたび指摘をされております。観光客が来たりしたとき、タクシーの運転手の方からもいろいろ指摘をされておりますので、これは早急に取り組むべき課題だと思っております。

そういった中で鹿児島県が、世界自然遺産のいろんな事業の中で、県がまず取り組んでいくのは、自然遺産になったときに各島々に長距離遊歩道をつくっていくということ、これは県がほぼ責任を持ってやっていくこととなります。そのモデル地区として、伊仙町と和泊町、奄美市住用町が、この前実験的にその集落に入って歩道の選定をいたしました。そういったときにはいろいろ看板などは、県がその地域においては設置していただけたらと思っておりますけども。

例えば、一番、郡内で進んでいるのは、宇検村で各集落の入り口に大きな看板があって、集落内の個々の人たちの家まで案内板に書いて、これは2分の1事業でつくったわけでありまして、こういったことをやって非常に喜ばれておりますので、ただ、この予算の獲得のために、伊仙町全集落にそれを設置するのは相当の経費がかかります。

そこで、今回の駐在員会の中でも各集落にお願いして、手づくりで集落の案内板とか、そういうのをやっていくことも重要ではないかと思っております。これからいろんなNPOとか、いろんな団体がボランティア活動していくというふうな時代になっていくと思っておりますので、それこそが地方創生の重要な鍵であります。

今伊仙町においても、各集落でいろんな提案をして、集落の活性化のためにやった集落では報奨金を出すという制度がありますので、そういうことも活用しながらやっていかなければならないと思っております。

私たちは、これからもてなしの町として、これは大分昔から提案していますけれども、いよいよそういう時代に突入しましたので、美山議員がおっしゃっていることは、最も重要な点でありますので、全町民と協力をして、少ない予算の中でいかに効果の高いような案内板がみんなで協力してできるかということも含めて前向きに検討していかなければならないと思っております。

詳細に関しましては、企画課長のほうから、答弁をしていただきたいと思います。

○企画課長（池田俊博君）

美山議員の質問にお答えいたします。

この看板作成とか看板がないということは、何度も質問を受けておりますが、世界自然遺産登録を目の前にして、鹿児島県において奄美群島持続的観光マスタープランというのを平成28年度において策定されております。この計画の中には、奄美世界自然遺産トレイル、これは各島を観光してめぐっていくような道のルートをつくるということでもあります。

先ほど町長からありましたが、沖永良部島の2町と伊仙町と奄美市住用町で、今年度は計画入っているところであります。この中においても、この観光の案内板を作成するというようになっております。

この案内板なのですが、県と関係市町村で、この色合いとか世界自然遺産の自然保護を守るた

めの調整作業を行っているところであります。できるだけ早めに、その色合い等の看板等の作成の基準等を県につくっていただきという旨、要請はしております。

また、徳之島3町においても、昨年度に景観団体の指定を受けており、世界自然遺産ともなれば自然に配慮した町並みと調和のとれた看板、色合い等を今3町で計画している段階でございます。

このように看板の作成等を今計画しておりますが、これが計画できた段階において県の補助等申請しながら取り組んでいきたいと思っております。

また、先ほど町長も答弁があったと思いますが、地方創生の事業で集落活性化推進事業、こういうのも各集落のほうで申請していただければ、この中でも集落内の看板は作成できるものと思われ

ます。また、それ以外においても集落と住民がボランティアでしていただければ、材料費の支給は検討していこうということにしております。

以上です。

○5番（美山 保君）

町長や企画課長からもお話がありましたけども、実際に阿権集落では、県道沿いに集落案内看板が設置されていますが、これを一応参考にしていただいて、そして各集落に設置できないか、また県道沿いから犬田布岬に行く道路について例えてみますと、犬田布岬公園に行く予定の人が前泊漁港におりて行ったりまた、犬田布岬公園の近くまで行って小島方面に向かって行くとか、そういうことがありますので。できる限り道路の看板、集落の看板をつくっていただいて、本当に住民や観光客、そういう人たちが島に来て、本当に世界自然遺産になってよかったなど、そういう思いをできるような環境をつくっていただいて、東部、中部、西部地区の各集落の主要道路に、案内看板を設置していただきたいと思っております。

○企画課長（池田俊博君）

確かに阿権の入り口にある看板は、すばらしい看板だと思います。ああいう看板を自然遺産に向けた調和のとれた形として、世界自然遺産ともなれば観光分野のほう県も力を入れていただいておりますので、補助事業等とりやすくなっております。

ですから、今犬田布岬の入り口あたりでは、看板等が割と乱立していて、それを統一した形のよ

○5番（美山 保君）

そういうことで、できるだけ早めに、対応するようにお願いします。

終わります。

○議長（琉 理人君）

これで、美山 保君の一般質問を終了します。

次に、明石秀雄君の一般質問を許します。

○9番（明石秀雄君）

おはようございます。9番、明石秀雄でございます。平成28年第2回定例議会が開催されるに当たり一般質問を通告してありましたので、質問をいたします。

まず最初に、教育委員会議についてであります。委員の仕事、そのメンバーについてお伺いをいたします。

2番目に、委員会議の出席者の決定についてであります。誰が行うのか、最終的に決定するのかお伺いをいたします。

次に、学校訪問の役割についてと申しますか、どのような形でやっているのか、何をするのかお伺いをしたいと思います。

それから、次に、教育委員の研修はどのようにやっているのか、その資料でもあればまた提出をしていただきたいと思います。

次に、教員の住宅整備についてであります。

現在の既存の教員住宅の現状、軒数、空き家、入居者数及びその場所等についてお示しいただきたいと思っております。

さらに、二、三年前だったのかな、教育委員の町内居住について議論したことがございます、教育長も覚えていらっしゃると思いますが、その後の取り組みについてどのようにしたのか。また、その結果どうなっているのかについてお伺いをして、第1回目の質問を終わります。

○教育長（直章一郎君）

明石議員の質問にお答えします。

新教育制度が平成27年4月に施行され、1年と2カ月が経過しました。県内43市町村で、新教育委員制度が適用されている市町村は15市町村、残りの28市町村は旧教育委員制度になっています。伊仙町も旧教育委員会制度です。

それでは、ご質問の4項目についてお答えします。

まず第1に、教育委員会の仕事、役割とその人数は何名かということの質問にお答えします。

教育委員会は合議制の執行機関で5名の教育委員をもって組織されています。教育委員長1名、職務代理者1名、教育委員2名、教育長の5名です。

仕事、役割ですけれども、毎月1回開催される定例の教育委員会が原則毎月10日に開催されています。必要に応じて招集される臨時会、例えば教職員の人事異動の決裁あるいは教科書採択等が年数回です。

また、学校行事、入学式とかあるいは卒業式に参加して、教育委員会の告辞を行います。ほかに社会教育等のイベントへの参加、そして小中学校11校と幼稚園3校の学校訪問があります。

このように教育委員会の仕事あるいは役割は、町の教育の発展、充実のために、そして児童生徒の教育環境の向上のために、各学校と連携をとりながら進めているところです。

○9番（明石秀雄君）

ただいまの中に、委員は5名をもって組織すると。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で定めており、全くそのとおりであります。

しかし、最近、耳にすると、5人ではなくてほかの人が入っていると、委員でない人たちが入って定例会をしているという話も聞いたり。また、議事録を見る限りにおいては、このように指導主事であったり社会教育課長であったり、社会教育指導主事かな、などの入っているのも散見される。

または、あるときには、学校の校長先生、教頭先生というふうに記載しているのですが、定例会で教育委員会議の中で、委員でない人たちが入っているというのはどういうことなのかお伺いしたい。

○教育長（直章一郎君）

数年前に、ある教育委員の中から、ぜひ指導主事も参加するように要請されたと、そういうことを聞いております。

○9番（明石秀雄君）

地方教育行政組織及び運営に関する法律の中の3条の中には「5人でしなさい」と、ちゃんとうたわれてる。他の要請あったかどうかということとはもとより、これは法律である、法律に違反しているとは思いませんか。

○教委総務課長（仲島正敏君）

ただいまの明石議員の質問にお答えいたします。

もちろん定例教育委員会の開催におきまして委員は5名でございます。残りの教育委員会事務局の職員は説明委員ということで参加しているというふうに私たちは思っております。

○9番（明石秀雄君）

議事録見る限り説明員ではない、発言をしている。違いますか、発言してないですか。合議制ですの、特段説明求めるものはないし、専門である教育長がちゃんと5人の中にいらっしゃる。教育長で十分じゃないですか、説明は。

○教育長（直章一郎君）

明石議員のそのことについては十分わかりますけど、実は5名の合議制ですけれども、やはりいろいろの方の意見を聞いて、最終的にはもちろん5人で決定はしますけども、他の意見も聞いていろいろ判断することも非常に大切なことではないだろうか、そのように理解しています。

○9番（明石秀雄君）

どうして今の教育委員が専門ではない、最近のはやりの言葉などがちょっと見ているとレイマンコントロール、レイマンとは一般的な学識経験が豊かであり、人格が高潔な人、必ずしも教育行政の専門家ではない人たちを言っているわけですが、その人たちをあえて委員にしている目的というものがあると思います。

それを結果的に専門である教育指導主事などが入ると、その人たちの意見に専門ではない人たちの意見がそこに偏っていくのじゃないか、それを私は危惧しているし、5人も、そういうことをしないで広く町民の意見、保護者の代表であるとか、地域の方々の代表であるとか、そういった方た

ちを選ぶように法律を定めている、その委員の任命についても町長が推薦をして議会の承認をいただき任命をしているわけです。そういったルールを犯すということは、教育をつかさどる教育委員会が違法であるということを指摘されても間違いがない、私は思っております。

それが学校に行って、子供にルールを守れ、規則を守れ、校則を守れ、道を歩くときは右側ですよとか、そういう指導ができるのか。ちゃんとルールに乗ってやって、そして、その委員が間違いでもあれば教育長の助言ができるわけですので、その人たちの意見を聞く場合は、他にも聞き、委員会規則をつくれるじゃないですか。そういう話し合いを必要であれば、そういうのをつくってやれば、誰も文句は言わない。そういうのに改めることはできませんか。

○教育長（直章一郎君）

今おっしゃっているのは、いわば教育委員の資質と、そういうふうに出てきています。そういうことですかね。（発言する者あり）いわば5名で組織しているわけですが、やっぱりその中にはもちろん学校教員のOBあるいは現在は保護者ですか、保護者とか女性が入っていますけども。

やっぱりさっきも言ったように、私たち教育委員の仕事というのは各学校訪問等に行くわけですが、やっぱりいろいろな方、保護者という立場あるいは女性という立場あるいは今まで学校の教員をしていた、そういった経験者のいろいろなことをいろいろな面から話をし、その学校にいろいろな情報を提供していくと、そういうことで、今のような組織で私は十分いけるんじゃないかと、そういう認識でいます。

○9番（明石秀雄君）

今の組織と、法律で定めた組織の話しているのです、それとも今皆さんがやっている組織の話ですか、どちらですか。

○教育長（直章一郎君）

今の5名は一応法律で決められた、その範囲内ではいると思いますけど。

○9番（明石秀雄君）

僕の質問、話をしているものと、ちょっと話が合わないのだけど。

（「休憩、1回休憩して」と呼ぶ者あり）

○議長（琉理人君）

しばらく休憩をします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時07分

○議長（琉理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長（直章一郎君）

ただいまの明石議員のことについては、勘違いをしていました。このメンバーについては次回の

7月の定例教育の中で議題にして5名という事がありますので、それを自覚して提案したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（琉 理人君）

いいですか。1番よろしいですね。

では、4番について答弁をお願いします。

○教育長（直章一郎君）

4番の教育委員の研修が何回でどうなっているかという質問にお答えしたいと思います。

年5回の研修のうち、全員参加の研修が2回あります。例えば、徳之島3町持ち回りで実施しています徳之島地区教育委員会連絡協議会が一つです。これは、3町の教育課題についての意見交換とかそういった確認を3町の教育委員が一同に集まっての研修です。

もう一つは、大島地区教育委員会連絡協議会の情報交換になっています。これは、講師を呼んで講話を聞いたり、あるいはそれぞれの各市町村の事例発表をしたりするようになっています。ちなみに、今年度は知名町で開催する予定です。

それと3つ目ですけども、教育長または教育委員長の出席の研修が1回。あるいは市町村教育委員会連絡協議会の総会が鹿児島でありますけども、そういったものに教育長または教育委員会の総務課長出席で鹿児島での教育行政の説明を受けたりしています。

このように毎年実施される市町村教育委員会の研修は、旅費の都合もありますので代表1名で参加している、そういう事情です。

この他に毎年、伊仙町で夏休みに開催されます教育講演会、小中学校の先生方の講演会ですけども、それに教育委員も参加をして研修をしている、そういうことになっています。

今後も、できるかぎりそういった研修の機会を設けて、各教育委員の資質向上に資するように一層努めていきたい、このように考えています。

○9番（明石秀雄君）

教員の教育委員の研修なのですが、3町の研修とかまたは郡の研修などはよくわかりましたけど、時間をつくって、例えば定例会の前に1時間でも、また終わっての1時間でもいいと思いますが、地方自治法または先ほどから議論になっている地方行政の組織運営に関する法律等の何かの機会を捉えて、その教育行政の専門ではない方たちがいらっしゃるわけですので、そういったものの研修を何とかしていただければ、先ほどの問題ももっと早くに解決できただろうと思いますので、この問題をぜひ研修の中に入れてしていただけないかなと思っているのですが、いかがでしょう。

○教育長（直章一郎君）

ただいまのご指摘は大切ですので、やっぱり教育委員の資質向上という面からもそういった研修を計画していくように次の定例の教育委員会等で提案していきたいと思っております。

○9番（明石秀雄君）

それと、もう一つこれに関連して、議事録を見ますと委員長とか教育長というのはわかるのです、

これを見ると話しをしているのも。しかし、委員の名前が抜けていますよね。これは公開ができるもので秘密でないで委員の名前を少し、例えば、直委員とか、仲島委員でもいいです。その人たちの名前、ちゃんと入れてどの委員がどのような話をしているのか、意見を言っているのかというのがわかるような議事録を作成できないのかお伺いします。

○教委総務課長（仲島正敏君）

ただいまの明石議員の質問にお答えします。

今回の議事録から各委員名を、現在委員というふうにし記載してございませんので、こういう委員のお名前がわかるように委員名を明記したいと思います。

○議長（琉 理人君）

それでは、2番の教員住宅整備についての答弁をお願いします。

○教委総務課長（仲島正敏君）

続きまして、明石議員の現在の既存の教員住宅の現状という質問についてお答えをいたします。

現在、町内に教職員専用住宅は42戸ございまして、うち老朽化などにより空き家と報告している戸数は13戸でございます。

教職員住宅のほとんどが昭和40年代から50年代に建てられており、老朽化、整備不良をきたしているのが現状でございます。現在は、対処療法的に部分補修で対応している現状でございます。また、定期の人事異動でございまして異動時の3月に居住者の退去後、次の居住者までの日数がないために大規模な改修に着手できず、根本的な改善の実施に苦慮いたしております。

今後の計画といたしましては、第5次の伊仙町の総合計画や昨年の議会に上程されておりました、本年28年度より5年間の伊仙町辺地総合計画の中にも教職員住宅の整備を計画してございますので、各教員住宅の状況、築年数、環境など総合的に判断をいたしまして、順次建てかえてまいりたいと考えております。

○9番（明石秀雄君）

先ほど私、申しましたけれども、教育長、覚えていらっしゃると思いますので、教員の町内居住について、その後の取り組みについてもお願いします。

○教育長（直章一郎君）

教職員の町内居住とその後の取り組みということについてお答えしたいと思います。

1月と2月の校長会、あるいは教頭会において、人事異動による町内、あるいは校区内居住についての確認を毎年しています。

それと次に、人事異動の発表と同時に伊仙町に入って来る教職員に対して、伊仙町の概略とかあるいは住宅の情報などについて、すぐその日で郵送する、そういうふうにはしています。

そして、新規採用教員については、町内居住を、その入って来る新採の両親にもぜひ伊仙町に住んでほしいということをして直接電話等してそういう呼びかけをしているところです。

○9番（明石秀雄君）

それでどれぐらいの方が応じていただいているのか。

○教育長（直章一郎君）

現在、伊仙町に県費教職員のうち校区内居住あるいはまた町内居住は106名のうち62名が町内または校区内居住になっています。

そして、今年度、28年度の異動で、異動は32名でしたけども、32名中21名が校区内居住あるいは町内居住が年々3名か4名ぐらい町内居住あるいは校区内居住がふえている状況です。

○9番（明石秀雄君）

そのように努力をしているにもかかわらず、まだまだ4割ぐらいの方が応じてもらえない。その理由は何でしょうか。例えば、住宅が古いとか、校区内では本当の過疎地の過疎地だとか、いろいろ理由があると思います。そのものなどは把握していらっしゃるのでしょうか。

○町長（大久保明君）

突然ですけども、先般、きのうも県の教育長が来島したということでございますけど、我々とは会うことができないということを知ってびっくりしましたけれども、教育長にこの前直談判をいたしまして、県の教育長に、前々から申し上げておりましたけれども、例えば教員が異動するときにまず内々示というのがあって、徳之島という内々示するわけです。それから、1週間か2週間してから伊仙町とか天城町とかする、それが一番の弊害ですという話をしたら、何とか各自自治体ごとに内示をするようにしていきたいということは、この前話をしておりました。結局、内々示で徳之島と決まったときに、いろんな教員の友人、知人、同僚などが亀津に住んでおたらそこにまず交代して入ろうということになるわけでありますので、これを徹底してやる、例えば伊仙町という内々示、いや内々示をしないということです。内示で伊仙町とか徳之島町、天城町としていただいたらうまくいくだろうという話をしたら、昔からそういうふうに地区でまず大隅地区とか、南薩地区とかいうふうになっているという、それは間違いです、何回も言いましたけれども、教育委員会は柔軟性というのが余りないので、それを教育長に相当言いましたので、今年度からは考えていくというふうには言っておりましたけれども、きのう、お会いしようと待っていたら教育委員会とだけ会うっていうから、その辺の何か教育委員会はちょっと聖域でも何でもないわけです。3年前、そのときの指導主事が大反対しましたけれども、町長、副町長、教育長含めて、各学校訪問したら、そんなことしたらいけないということを相当言われましたけど強引にやって、先生方と話をしたらあらゆる問題が解決したわけでありますので、直教育長にもそのことをまたやっていただいたら、相当数の人たちの町内居住が進んでいくのではないかと思います。

校長、教頭住宅が劣悪であるということは、最も大きな課題でありますけれども、その他の先生方が居住する住宅は不足しているとは思いません。そのための住宅政策もやっていくわけでありますので、ぜひそういった方向でいけたらと思っております。

○教育長（直章一郎君）

一番大きな問題というか、これが一つペア異動、ペア異動はほとんど亀津です、住宅住んでいる

のが。中には、伊仙町にも、今年は2組がペアで伊仙町に入っていますが、ほとんどがペア異動、これが大きな課題じゃないかと思います。

○9番（明石秀雄君）

ペア異動、これはまたしょうがないと思いますけど、だったらもっと根本的に伊仙町に来ない理由というのを、住みたくないという理由がもっと把握しておれば、その対策が打てるわけです。家が悪ければ新築、いい家をつくりましょうとか、環境が悪ければ糸木名でなくても小島でなくても伊仙の真ん中にでも、例えば、馬根でなければ伊仙でもいいじゃないですか。そうして、残る40名ぐらいの人が伊仙に入ってきて来たら、都会から帰って来る人たち云々とかしなくても、40人、だいぶ伊仙町のためになります。その根本の理由を次の異動時期にはその把握をする、そうするとその対策が打てるわけです。ぜひ、それも続けて努力をして把握をしていただきたいと思います。

長くなりましたが、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○町長（大久保明君）

教育委員会の話でありますけれども、先般、三、四年前に先生方と話した内容について少し述べてまいります。

一つは、買い物ができないということでありました。買い物ができない、コンビニがない、大型店舗がないということ、それから医療機関がないということで、主な理由はそういうことでありましたので、それも環境が整ってまいりましたので、非常に住みやすくなってきたと思います。

伊仙町に対するイメージもかなり昔とは違って、長寿、子宝の町というイメージなども浸透してきていますので、またいろいろな手を打っていけば、ほーらい館に山に住んでいる先生が伊仙町に住みたいと前言ってきていましたけど、結局、転勤して行きましたけども、そのぐらいやっぱ伊仙町も魅力がある町にしていけば、むしろ伊仙町のほうの環境がいいかもしれません。教育環境も。そういったふうに考えていった場合には教育長とまた相談しながら、我々のほうも全力で教育委員会に協力をしていきたいと思います。

○議長（琉 理人君）

これで、明石秀雄君の一般質問を終わります。

次に、牧 徳久君の一般質問を許します。

○3番（牧 徳久君）

町民の皆さん、こんにちは。3番、牧 徳久でございます。平成28年第2回伊仙町議会定例会において、ただいま議長から一般質問の許可がありましたので、一般質問通告書に従い、順次質問いたします。答弁者の簡潔かつ明快なる答弁をお願いいたします。

また、本年4月に発生した熊本地震で被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

昨日も、北海道函館市で震度6弱の地震が発生していましたが、我が国は火山列島であり、活断層が幾つも走り、この先いつ起こるかかわからない地震や津波などの自然災害に対し、十分に気をつける必要があります。このことを踏まえまして、国や自治体では、危機管理対策や防災対策などの

再点検の実施が必要と思われます。

それでは、通告してあります質問に入ります。

まず、1番目にまち・ひと・しごと創生伊仙町総合戦略についてお伺いします。

国の地方創生法の制定とともに伊仙町においても、昨年12月にまち・ひと・しごと創生伊仙町総合戦略を策定しまして、町の将来像や目指すべき方向性など、基本的目標を明示し取り組んでいることと思いますが、今回、離島版C C R Cとしてモデル地区とならなかった理由と、長寿と子宝、出生率日本一の町としてどう受けとめているのか。また、補助率が2分の1と現奄振事業の補助率より低い地方創生事業という状況の中で、財政的に推進していけるのか疑問であります。このことについて、どう考えているのか、お伺いします。

大きな2番目に、農地、農道、町道の整備についてお伺い申し上げます。

まず、①番目にこの農道、町道の問題については、たびたび議会でも取り上げてきましたが、当小島集落では、全く道路関係においては変化が感じられません。

先般、6月号の議会だよりに、小島集落に都会からIターン者が夫婦で来られまして、小島集落に住んでいるわけですが、この方々に町民の声としてインタビューを行いますと、道路が悪く車の走行や散歩ですら不安であるとの意見などもあり、この道路問題については、町当局は真剣に考えていただきたい。今後、対応できるのかどうかお伺い申し上げます。

次に、2番目に糸木名地区の水没した畑について、以前にも一般質問で取り上げ、議会でも現地調査を実施し、1日でも早く畑の冠水を解決するために地権者と交渉し、東側にあります河川まで排水路を敷設するとのことであったが、その後進展しているのかお伺い申し上げます。

次に、大きな3番目といたしまして、徳之島地域文化情報発信施設なくさみ館への牛の体重測定器の設置についてであります。

6月20日、県知事が、なくさみ館を視察された際に、同僚議員が牛の体重測定器を設置できないかと要望してありましたが、これについてその後、県議を通じまして大島支庁の地域振興事業等で対応できると思いますという回答がありましたが、何せ補助率が2分の1であるため、これについては3町広域でも申請が可能だと思いますが、財政面を考慮した場合、唯一、徳之島の代表的な施設として両町にも呼びかけたらいいのではと思いますが、見解をお伺いします。

以上、3点についてお伺い申し上げますが、2回目からは自席のほうで質問申し上げます。よろしくお願ひします。

○町長（大久保明君）

牧 徳久議員の1番目の質問にお答えしてまいります。

伊仙町が長寿、子宝の町である、出生率が高いということで、このことは全国的に注目を浴びております。そのことを生かして、離島に多くの人たちが来てもらえるように、徳之島に来たら長生きができる、そして健康を取り戻せる、子宝にも恵まれるというふうな基本的な考えで、離島版C C R C、これは生涯活躍の町というふうに名前が変わりましたが、そのことを1年ほど前か

ら日本版C C R Cのモデル地区を選定するという情報がありましたので、全国の離島から1地区でもモデル地区になるようにということであらゆる戦略を立てて努力をやってまいりました。今回、発表された7地域を見てみますと、全てが大規模の市であります。ですから、そこに大学があるとか、大規模な医療保健施設があるとか、そういうところが選定されているような感じがいたします。いずれにしても伊仙町がこれからも地方創生のモデル地区として、小さな自治体の小さな拠点とかいう表現をしていますけれども、そういう自治体を取り組んでいくことが重要であると思っておりますので、集落単位の活力、活性化を生かしていくということで、また地方創生の中でもそのことは推進していくことに間違いのないと思いますので、今後とも、補助率の話なども出ておりましたけれども、もう1回1年前のことを振り返りますと、県、国の説明では地方創生交付金の補助率は2分の1だと最初から断定されました。しかし、後でいろんな戦略を立てた、いろんな総合戦略の中身からいろんな提案をしてくれということで提案をしたら、それは上乘せ交付金という形で100%の補助になって補足されたわけでありまして。去年11月にあった加速化交付金もそのような形で100%補助をということでありますので、後で企画課長のほうからその補助の詳しい説明をしたいと思いますけれども、まだ県の説明の仕方と国の方向性が一致していない場合があります。去年の県の説明でも、もう補助率2分の1だ、これ以上あることはないという説明でしたけれども、最終的には地域間競争だということで各自治体が試されて、いい提案をしたところにお金が来たということでもありますので、その辺も国の動向、県の動向をしっかりと追跡しながら、注視しながらやっていくことが大事であると思っております。

集落単位での地域の活性化、これが地方創生だということを東京のこの前、生涯活躍の町シンポジウム i n伊仙で発表した一つのキーワードは、この日本全体を人間の体と見た場合、今ある全国にある何万という集落を1つの細胞だと考えてみた場合に、その細胞が一つ一つ欠落していくと、日本というこの体が崩壊してしまうというふうな話を、私はある本で見てそういうことも話をしましたけれども、そのことは多くの人たちが理解と賛同もしていただいておりますので、我々のこの方向性は間違いのないというふうに改めて感じておりますので、これからもあらゆるアイデアを出して、それから将来のことを考えながら、今回、地方創生推進室を設けて、それをもっと強力な組織にやっていくことも重要ではないかと思っております。

以上でございます。

○3番（牧 徳久君）

町長がおっしゃるには、モデル地区としては大都市圏の7地区に集中して指定されたということですが、これは国の方針で仕方のないことですが、今後、町として、このモデル地区外れた場合、何を目指すのか。また、この離島版C C R C、このそもそもの地方創生の根本が国の方針としては、東京の今いる人口がこれ以上ふえると高齢化してパンクする、施設もつくれな、これを地方に分散させよう、地方は高齢化で人口が減りつつある、これを助けようということでこれをやっているわけですので、今後、伊仙町としてこの地区に外れましたが、国の推進する根本的

な目的はそうでございますので、今後も伊仙町としては、何を指すのか。今まで33集落を説明会回ったとき、伊仙町はこれ一本、これで進めていきますと去年、集落座談会等でしきりに説明したわけですが、これが住民にとりましては、今、伊仙町が子宝日本一、長寿世界一を2人も輩出してモデル地区になって、伊仙町から発信できるものだと期待しておったわけですが、これがならない場合は、伊仙町はじゃあ何を指していくのか決まっておりますらお答え願いたいと思います。

○企画課長（池田俊博君）

牧議員のご質問にお答えします。

確かに、今、生涯活躍の町構想に関する国のモデル事業においては、伊仙町は選定がされなかったということは事実でございます。しかし、私たちが昨年12月末、地方創生まち・ひと・しごと総合戦略を作成し、今後5年間の町の方向性、これはその計画のとおり進めてまいりたいと思っています。

地方創生に関して、町がこのまま何もしなければ、伊仙町は人口が4,000人程度、さらにそれ以上に減ると思います。この総合戦略、地方推進交付金を活用しながら、この人口が減るのを防ぐ、都市圏から人口を呼ぶ、人を集める、交流人口をふやす、そういう事業においては、今までどおりこの戦略の中でやっていきたいと思っています。

確かに、国においては、地方創生といいながらも人口規模10万人を目指していく、こういう形になりますと我々こういう離島にあります小さな市町村においては、なかなかこういうようなモデル事業というのは実現できないものと思われませんが、その中においても伊仙町としては離島版という、全国離島振興協議会の後押しも受けながら一応やってはきていたのですが、なかなかそれがうまくはいかなかったということで、それでも伊仙町においては、この事業を進めていって伊仙町をこのモデルに選定しなかったことを、国に後悔させるような、そういうような施策を進めていきたいと思っています。

○町長（大久保明君）

今、池田課長のほうから細かな説明がありましたけども、この間の経緯について、伊仙町の取り組みというのは非常に建設的で前向きである、これは奄美群島全体で取り組んでいきなさい、徳之島3町で取り組んでいきなさいという話が頻繁にくるとき、私は今考えてみると、これはやっぱりある程度の規模がないとこのモデル地区は選定できないということを我々は行ってあんに話していたのではないかと、また離島振興協議会の事務局長もずっと徳之島3町でこれを計画してほしいというふうに途中から言いだしたときに、既にこの小さな町村に関しては非常に難しいというふうな国の考え方があったと思います。

そういった中で、もちろん広域的にやっていくというときに、広域といってもその地区だけじゃなくて、東京周辺の自治体と伊仙町、徳之島全体が広域的な連携をとっていくことはどうかという話はまた地方創生のほうからありましたので、具体的には今、南西活性化センターの方と一緒に打診というか、協力関係を築いていこうとしておる東京都内の大きな区と今交渉をしている状

況でありますので、例えば杉並区と南伊豆町というのがそういう連携をとって、杉並区の高齢者、入居する場所がないので南伊豆の空いたところに移していこうという話が、もう先例がありますので、例えば、ある区と徳之島連携とって、そこの高齢者が島に来たときに問題となるのは一つに給付金はどこが出すかということでもあります。これは現在のところは出身自治体が給付金を出すということになっております。

もう一つの課題は、付き添いの家族の方々がときどき見舞いに来たりすることが遠隔地であれば非常に厳しいのじゃないかという話などもありますので、ただその辺はいろいろな知恵を出して出身者であればむしろ島に来て介護を受けたり、介護改善をしたり、それだけじゃなくて活躍する場を設けていくということで、例えば今、若者の中でも農業女子という表現がありますけれども、地域で農業をしたいという人たちがいっぱいいるわけでもありますので、そのためには経済課でも研修センターをやっていこうということでもあります。

それから今、阿権にもいろんな方、3人ぐらい年配の元気な方々が島に来ていますが、それはいろんな技術者であったり、農業の経験があったり、行政のOBであったりする方々を呼んで、個人個人で呼んでできながらやっていくというような政策をとっていきたいと思います。

この前、説明会の中で少し誤解を与えたのが、伊仙町はCCRCはやめて子宝一本に絞っていく政策というふうな説明ですれ違ったのだと思いますけども、子宝をやっていくことも農業政策をやっていくことも、集落に住宅政策をやっていくことも、これは全て生涯活躍の町に含まれていくわけでもあります。そういうふうに理解していただいたら、CCRCという表現はもうしなくて、生涯活躍の町、それからまた国が言ってきたのは、終の住みかという表現をしてきたのです。この前の7地区は、終の住みかのモデル地区、「終」って「終わり」って意味です。生涯活躍という表現も批判されたわけです。死ぬまで働きなさいというふうにとられたりしたので、今度は終の住みかというふうな表現になったりしていますけど、我々はいずれにしても長寿、子宝を基本としてここに来ればあらゆることがやっていける、農業でありいろんな観光でもやっていける、魅力ある町をつくり出していかなければいけないということでもあります。

もう一つ、今、学力の問題があって、生涯の学習とか図書館機能という話もこの前あったと思いますけど、それも全て徳之島に来たらいろんな優秀な人材を育成していくことができる、そういう人たちを呼んで、ここで教育もできるというふうなことも同時につくり出していかなければいけないということでもありますので、生涯活躍の町というのは全てを包含した形での政策だと今地方創生推進室でも考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

この前の説明では、地方創生推進室長がもうCCRCはやめて子宝一本でいきますとかいうものですから、これはおかしい問題で住民に説明して、これは住民にもう1回それはやめて子宝にしますと説明会しますといったのですが、あわせてするということで安心しております。

しかし、今後、今徳之島ではいろいろ合併はしなくても3町広域でやっているのは広域連合とか

観光連盟とかいろいろ闘牛連合会とかいっぱいあるわけですが、今後も国から見れば小さな点、島というのは点に過ぎないわけです、今後何を上げるにしても3町広域、例えば徳之島空港におりますと子宝空港、これは3町としておりてくる観光客は見ているわけですので、伊仙町だけ子宝ということで見ているわけじゃないですので、今後こういった3町連携した取り組みを介護保険組合とかいろいろ3町で今やっているのがいっぱいありますから、これを3町連携で今後この取り組みを、地方創生の取り組みをやっていけるような考え方はできないのかお伺いしてみたいと思います。

○企画課長（池田俊博君）

3町連携の取り組みということですけど、先般、加速化交付金の中においては、世界自然遺産に關しての野良猫退治とかそういうので個々にでき得る限りのものは3町でやっていこうかと、まとめられる部分に関しては、後は世界自然遺産そういう分野とあと観光関係のほうの観光のDMA事業とか、そういうのに関してはこれから3町または観光連盟とか関係団体等々と話し合い、協議をしながら進めていけるような方向性は持っていきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

それで、3町で連携してできるものに対しては3町で申請すると先ほどおっしゃいました広域、大きな大都市が恩恵を受けたモデル地区になったということもありますから、徳之島、引いては奄美で申請していくというような状況があってもいいのじゃないかと思ったりしております。

それと、財政的にもあと5年間は推進していかなければならないわけですが、この伊仙町では総合戦略を策定したわけですが、これに基づいて今の現行奄振6分の4、6割が国県補助でやっているわけですが、これより今のこの地方創生法は2分の1、10%ほど低いわけですので、これを今後もどのように推進していくのか。

○企画課長（池田俊博君）

確かに、この地方創生の部分に関しては、補助率2分の1ということでございますが、これは市町村が独自の考え方で補助金を申請できるということで、今まで補助金自体がなかった部分に関しても補助金をつけることができる、そういう考え方からすれば、今まで単独の事業でやっていた部分が2分の1の補助がついたという考え方で少し余裕が出てくるものだと私は思っております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、我々議会においても、地方推進する目的で6名の議員で特別委員会をつくっておりますので、連携をしながら、財政が厳しい中であってこの地方創生の予算によって伊仙町を発展させようという意気込みを見せていこうではありませんか。

今後も連携して頑張っていきたいと思っております。

次に、2番の①についてお願いします。

○議長（琉 理人君）

ここでしばらく休憩をします。

午後は、1時から再開をいたしますので、よろしくをお願いします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時03分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、農地、農道、町道の整備について答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

牧議員の農地、農道、町道の整備についての①についてお答えいたします。

小島地区は、集落内における道路等の改修がおこなわれています。集落までの道路は畑総の関係等で河内からの道路もスムーズになってまいりました。ウワナリ線、そして西原線も集落までのアクセスという面では改善しております。

暗河近くの町道も一部改善しておりますけど、全体的に遅れている状況でございます。また、今回リース事業による住宅という形で小島地区に何としても建設をしなければなりませんけれども、小島集落に、あれほどの集落に今まで町営住宅を建設してこなかったということに関しましては、町行政の私もずっと要望を聞いております。今回も、集落との協力も含めて早急に建設できるように考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

小島集落の道路の状況については、今町長がおっしゃったとおりでありまして、町内どの集落行かれましても小島集落ほど道路の条件が悪いところはない、同じ伊仙町民でありながら、この道路状況の悪さで劣悪な状況の中で生活しているということは町民として均衡性が保たれてないというような感じも受けますが、それは仕方ないことではあります、ぜひとも小島の集落についても道路整備他、今おっしゃいました住宅整備を含めて今後努力をしていただきたいものだと思っておりますし、この前のインタビューの方にお伺いしますと、街灯もない。都会に居たせいかもしれません、星空観察にはもってこいですが、暗いイメージがあるということをしきりに話してはいたのですが、今後、防犯的な面からもこういった点も考慮に入れながら、小島集落だけじゃなくても、他の集落も含めてこういった点も改善していただきたいと思っておりますし、防犯カメラ、これの設置も今後考えていくとありましたが、こういった観点からも今後考えていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問に答える前に、皆様にご理解いただきたいのは、伊仙町の町道が381路線、全長にして327km、前回もお話しましたが、こんなに多くの町道があります。それを一斉に建設課としてはいい道にして、安全に生活していただきたいのですが、何せ財政的な面やら、同意の面やらいろいろありまして、一部分的にしかしていけないのですが、前向きに精いっぱい頑張っているつ

もりですので、それだけは理解していただきたいと思います。

それでは、質問にお答えします。

この質問を受けまして、災害復旧工事以外の道路整備工事の状況を25年から工事件数を調べてみますと31集落のうち12集落で町道の改良補修工事が行われています。

1カ所の整備が8集落、2カ所の整備が3集落、3カ所の整備が1集落、今の小島地区においては2カ所の整備をしてあります。それに加えて町長が先ほど話されましたように農業用水のパイプライン工事に伴っての町道河地小島線約600mが整備され、かなりアクセス道路はよくなったのですが、この質問を受けて、小島地区をちょっと回って見たのですが、やっぱりまだまだ舗装を要するところがありますので、計画的に順次進めていきたいと思っています。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

昨年も質問をいたしました、今年から町道とか農道の補修を職員配置して常時これだけ専念するというものでありますが、これは今やっているのですか。

○建設課長（中熊俊也君）

その件に関しましては、パワーショベルもかなり上手に運転できる方や土木の技術もある方を配置して、何か所か補修しています。あと雨が降ったときなどは、町道をチェックして回らせています。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、今まであった小島集落だけじゃなくて、他の集落も含めて今舗装してあるところでもくぼみができて危ないところも見受けられますので、こういったところを巡回しながら、アスファルト粒剤か、これを保護するという形で全町道を点検するのも必要かと思っていますので、ぜひこれをやっていただきたいと思います。

次、2番目をお願いします。

○町長（大久保明君）

この糸木名地区の問題に関しましては、この地区が畑総の計画内に入っていましたので、そのことも前提に対応してきた中で、現状では畑総が困難ではないかという話なども出ておりますので、町行政内で何とかこの予算の少ない形でやっていくことが一番重要でないかと思っております。地権者に関しましては、この数年間、ただいな迷惑をかけたことになりましたので、そのことに関しましてはお詫び申し上げたいと思っております。

詳細については、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○総務課長（樺山 誠君）

今、町長の答弁に対して補足をしてまいりたいと思います。

まず初めに、当初、水がたまるということで議会の方々も一緒に現地視察をした中で、完璧な形

に工事はできないかという形で検討してまいりまして、まず初めに設計費用が大体200万かかる、あと工事に3,300万ぐらい、合計で3,500万ぐらいの事業費がかかるということになりまして、この中でこの条件が平成32年あたりに糸木名地区の畑総が着工できるという条件も入っております、そのあと畑総がなかなか進捗しない、同意取得が進捗しないという状況の中で次の畑総までは待てない状況がやっぱり生じてきておりますので、どう対応するかということを経地課、建設課、経済課、総務課、それに町長を交えまして協議をしまして、全庁的な対応をしようということで、設計を測量技術のある職員を含めて設計をまず進めていく、その中で設計を進めた後に工事をするということで、工事を進めることに決まりましたので、また地権者としてしっかり話し合いをしながら、地権者が納得できるような形で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

聞くところによりますと、その下の今横断する農道があるのですが、その下のほうも地主が上の水没した方が買われて、もう排水もしやすくなったということではありますが、それを買われてというのは事実ですか。

○総務課長（樺山 誠君）

水没している畑の地権者が下のほうの排水を通るところが他の地権者でしたのですが、現在、購入したということで排水がしやすくなったというような状況も勘案しまして、すぐできるような状況だというふうに捉えております。

○3番（牧 徳久君）

そのような状況でありましたら、これを今後早急に進めて、いろいろ予算の問題等あると思いますが、自前でリース借りるなりして、設計も役場職員の建設課あたりにおられると思いますので、設計も自前でして、この何千万もかからないような方法があると思います。

側溝にしても県に聞いて古い側溝でもいただいて、これを敷設すれば大丈夫かと思っておりますので、こういった費用のかからない方法でもしてあげたら一番いいかと思っておりますので、ぜひこれを進めていただきたいと思っております。

これについては以上です。

○議長（琉 理人君）

それでは、大きな3番の答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

知事と語ろう会の翌日、島内視察ということで、なくさみ館で闘牛をどうしても見たいということでありました。急遽でありましたけれども、3取り組みを知事も久しぶりに闘牛を見て大変喜んでおりました。

このなくさみ館の建設にとりましては、いろいろ紆余曲折しましたけれども、最終的にはドームのなくさみ館自体は奄振の事業で、周辺整備は道路局の効果促進事業ということで落ち着きました。そのアイデアも知事部局のほうから出て県議会のほうで理解していただいたわけではあります。

そういった中で、知事が来館したときに闘牛協会の方々、特に前議員を中心に番組をつくっていただいたということと、それから同時にタイミングがよかったわけでありますけど、この体重計の要望を出しまして、大島支庁長も同行してましたので地域振興事業でできないかということでもあります。このことに関しては、そのときも申し上げたのは、県が2分の1ですけれども、残りの2分の1をどうするかに関しては、これは広域でできないかという話でもあります。もう一つは、やっぱり闘牛協会もこのことを、やはり自分たちの施設、町の施設ですけれども、使用する側もやはりある程度、闘牛協会からも予算を追加するという形などが一番妥当ではないかというふうにも思ったりしています。

この計量器に関しましては、競り市場のことを考えてみたら、天城町の人には競り市場が近くにあるわけですが、ただ訓練、練習する場がなくさみ館であるから、そのときに計量が可能であるということでもありますので、ただこのチャンピオン戦以外の闘牛に関しましては、常時計量する機会はないわけではありますが、そういうことも含めて議論していくことが必要ではないかと思っております。

○3番（牧 徳久君）

このことについては、町長がおっしゃられましたとおり、県知事が来館された際に申し入れをして、これがこの事業でどうかということでありましたので質問しているわけですが、これに半分は県が出して、半分は伊仙町とした場合、これ闘牛連合会が幾らか出すということになればいいという見解ですが、闘牛というのは徳之島全体の伝統文化でありまして伊仙町だけのものではない。闘牛するにしても3町から牛を呼び寄せて開催するわけですので、今、亀津の伊藤観光ドームの屋根が落ちて使用不能ということで伊仙町が目手久のなくさみ館のほうで開催がされているわけですが、来年においても徳之島町で闘牛サミットが開かれるわけですが、これについても来年は伊仙町で開催するというのを決定しておりますので、今後、闘牛についてもほとんど目手久のほうで開催されるという予想がされますし、また牛自体も天城町、徳之島町含めて全島から伊仙町に来るわけでありまして、やはり牛主としての、今さっきお話したように闘牛場に場所をならしながら、ついでに体重も計っていく、チャンピオン牛じゃなくても他の牛も常時どれぐらい成長したかというのを見たい牛主もいらっしゃるわけで、計るたびに例えばこの全額、2分の1町が出して、計るたびにこの測定する方が500円ワンコインでもいいし、1,000円でもいい、これを入れるとなると幾らかかるかわかりませんが、2、3年ではもとがとれるということも見ますと連合会としては町の3町から5万円ずつの補助金で運営している本当に少ない予算、旅費すらも出せないような連合会でありますので予算を出せといっても無理な話でありまして、ぜひこれを今後3町に広めて、3町広域で先ほども1番目の地方創生の話にもありましたとおり、3町広域でこれを上げられないのかを検討してはどうでしょうかということですよ。

○企画課長（池田俊博君）

この地域推進事業は、地域振興局と支庁が各地域におけるそれぞれの地域固有の課題解決や地域

活性化策に迅速かつ柔軟に取り組むために市町村や民間団体等と連携しながら、地域における緊急的、特徴的、広域的な課題に対処する取り組みを行うとされており、3町連携ですることとはできると考えています。その場合において、闘牛連合会とか闘牛協会のお名前を使いながらそれを3町でまとめていくことができると思います。その中においても、その運営費の方策とか、しっかりした組織形態等を持っている運営維持管理等ができるような団体であれば、なおさらこれから結構なことだと思っております。

○3番（牧 徳久君）

先ほども話したとおり、この測定時に500円でも1,000円でも1回計るたびに利用者が入れてから測定する、こういう形にすれば、なくさみ館の広告看板等でもすごい収入になって、40ぐらいありますか、2万円で計80万ぐらいの収入を得ているわけですが、こういったのも設置すれば幾らかの収入、維持管理の運営費にもなりますし、あそこに自動販売機も設置しているが、あれも幾らかの収入になっておると思いますが、こういった形でこれから財政厳しくなりますと何かの収入を探さないと運営ができないということになりますので、何か方策を考えてこれもいい考えじゃないかと思えますけど、今後3町ですという方向で押し進んでいけそうですか。

○企画課長（池田俊博君）

地域振興事業で計量器のほうを進めていこうとすると、申請することはできるのですが、これがいざ、この事業が採択できるかどうかということとはなかなか難しい、大分課題を乗り越えないといけないところがございます。この計量器が本当に緊急性があるのか、それともこれが地域活性化につながるのか。そういうところもこの3町で話し合いをしながらしていかなければならない。でも、今のところではこれまで競り市場とかそういうところにおいて計量はして来れた、それがなくさみ館につくらなければならない本当の理由、そういう真につくらなければならない理由等をまた申請の理由に載せていかなければならないということで、なかなか3町でやっけていこうとしても難しいところがあると思えます。

○3番（牧 徳久君）

知事においても、県議を通じてこの事業は地域振興事業でできるはずですよということをおっしゃって、これを踏まえて今質問しているわけですから、一担当役場職員ができないとか、そういうのはおかいしんじゃないですか。

○企画課長（池田俊博君）

私が今答えたのは、申請することはできても、採択するのはまた向こうのことということでございます。その中で、この計量器が本当に必要なのかという、その文書のつくり方等というのがなかなか難しいということを私は今申し上げているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

難しければ闘牛連合会も努力して一緒に文書をつくるようにいたしますがどうでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

そこで、先ほど申し上げたとおり、申請の事業主体のほうを闘牛連合会でしてもらったら3町もそこに乗りやすいということがございます。申請の方法とまたそういうところにしましては、支庁との連絡、そういう調整の方向はまた伊仙町でも、さっき教育委員会でもありましたが、文化協会の補助金の申請とそういう面に関しては協力できる体制はまたとっていきたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

では、ぜひ闘牛連合会含めて3町協力して、知事ができるということをおっしゃっていますので、こういう言っているということはすばらしいことでありまして、これが冷めないうちに進めていけたらなと思いますので、協力して知事選は来月か、その前後に合わせて早急に進めていきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○企画課長（池田俊博君）

担当課といたしましても、徳之島3町の担当課にまたそういう協議の場を設けられるようにやっていきたいと思いますので、闘牛連合会の協会もそういうようなことを各3町のほうに連絡をつけられるようによろしくお願ひしたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

以上、これについて終わります。

○議長（琉 理人君）

これで、牧 徳久君の一般質問を終了します。

本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会いたします。

次の議会は、6月20日月曜日、午前10時から開きます。本日はお疲れさまでした。

散 会 午後 1時32分

平成28年第2回伊仙町議会定例会

第 3 日

平成28年6月20日

平成28年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

平成28年6月20日（月曜日） 午前11時39分 開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第44号 伊仙町辺地総合計画の策定について（質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第45号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第46号 伊仙町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第47号 徳之島地域文化情報発信施設設置条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第49号 平成28年度伊仙町高規格救急自動車購入事業購入契約（質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第50号 平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（3工区）請負変更契約（質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第51号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第52号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第53号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第54号 平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第12 経済建設常任委員会の閉会中の継続審査の件（陳情審査）
- 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 追加日程第1 承認第11号 議案第48号伊仙町課設置条例の一部を改正する条例撤回の件
- 追加日程第2 議案第55号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平 博 人 君	2番	岡 林 剛 也 君
3番	牧 徳 久 君	4番	上 木 千 恵 造 君
5番	美 山 保 君	6番	永 田 誠 君
7番	福 留 達 也 君	8番	前 徹 志 君
9番	明 石 秀 雄 君	10番	樺 山 一 君
11番	永 岡 良 一 君	12番	伊 藤 一 弘 君
13番	琉 理 人 君	14番	美 島 盛 秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩 一 君 事務局書記 荻 田 恭 平 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副 町 長	—
総務課長	樺 山 誠 君	企画課長	池 田 俊 博 君
税務課長	當 吉 郎 君	町民生活課長	伊 藤 勝 徳 君
保健福祉課長	澤 佐 和 子 君	経済課長	元 田 健 視 君
建設課長	中 熊 俊 也 君	耕地課長	久 保 等 君
環境課長	佐 藤 光 利 君	水道課長	喜 昭 也 君
選管書記長	鎌 田 重 博 君	農委事務局長	永 島 均 君
教 育 長	直 章 一 郎 君	教委総務課長	仲 島 正 敏 君
社会教育課長	明 勝 良 君	学給センター所長	水 本 齊 君
ほーらい館長	仲 武 美 君		

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

お諮りします。ただいま伊仙町長より 6 月 16 日に伊仙町長から提出された議案第 48 号、伊仙町課設置条例の一部を改正する条例について、撤回したいとの申し出があります。

承認第 11 号として、議案第 48 号、伊仙町課設置条例の一部を改正する条例撤回を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

△ 追加日程第 1 承認第 11 号 議案第 48 号伊仙町課設置条例の一部を改正する条例撤回の件

○議長（琉 理人君）

承認第 11 号、議案第 48 号伊仙町課設置条例の一部を改正する条例撤回の件を議題にします。

伊仙町長から、承認第 11 号、議案第 48 号伊仙町課設置条例の一部を改正する条例撤回の理由説明を求めます。

○町長（大久保明君）

おはようございます。承認第 11 号の議案第 48 号伊仙町課設置条例の一部を改正する条例を会議規則第 20 号の規定により、撤回いたしたく議会の承認を求めるものでございます。

理由を説明いたします。

伊仙町の過去の課の廃止、課の設置等に関しまして、町の行政運営調査会に諮った後に提案してございました。

今回のこの「未来創生課」及び「きゅらまち環境課」に関しましては、大変重要な課の設置でございます。企画課を廃止し環境課も含めた形、そして、これからの地域づくりは、次の世代のために、今、しっかりと地方創生という中で作り出していく、伊仙町が新たなまちづくりをするための地方創生対策室も含めた 3 つの課と室を 2 つにまとめるものであります。

先ほど申し上げた名前に関しましては、「未来創生課」というのは、地方創生対策室企画の一部、そして企画のいろんな行事、イベント等々環境課が一つの課として世界審査に向かって新しいきゅらまちをつくっていかうということの課の設置であります。

このようなことに関しましては、これから、今後伊仙町がさらに新しいまちづくりをしていく中で、行政運営調査会、これには各種団体の代表等も含めて、いろんな私たちが情報を提供する場であり、町民のあらゆる各種の多様な団体の方々の意見を聞いていく場でもございます。このような中で、さらに活力を生み出していくと、そして、まさにずっと唱えてきたオール伊仙町でやってい

こうということを、やっていくための行政運営調査会に進化させなければなりません。

また、各種のいろんな協議会も形式的な協議会はさらに内容を吟味して、そして、いろんな修正、改革などを加えていくということが、今後行政においては、今まで以上に大変重要なこととなります。

そういう意味において、今回は改めてこのことを考えた場合には、今回は取り下げをいたしまして、次の臨時議会等で町民の方々も含めて、行政運営調査会の方々も含めて諮問をして認めていただいた後に、最終的には伊仙町議会の方々の理解を得ていくような手続、段取りを行なっていくのが、これからの町づくりにとっては大変重要であると、今まで以上に重要であると私は認識いたしまして、今回このような撤回いたしたく承認をいただきたいと思っております。

よろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（琉 理人君）

お諮りします。ただいま議題となっております承認第11号、議案第48号伊仙町課設置条例の一部を改正する条例撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第11号、議案第48号伊仙町課設置条例の一部を改正する条例撤回の件を許可することに決定しました。

△ 日程第1 議案第44号 伊仙町辺地総合計画の策定について

○議長（琉 理人君）

日程第1 議案第44号、伊仙町辺地総合計画の策定について議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号、伊仙町辺地総合計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号、伊仙町辺地総合計画の策定については可決され

ました。

△ 日程第2 議案第45号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第2 議案第45号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第46号 伊仙町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第3 議案第46号、伊仙町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号、伊仙町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号、伊仙町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第47号 徳之島地域文化情報発信施設設置条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第4 議案第47号、徳之島地域文化情報発信施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号、徳之島地域文化情報発信施設設置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号、徳之島地域文化情報発信施設設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第49号 平成28年度伊仙町高規格救急自動車購入事業購入契約

○議長（琉 理人君）

日程第5 議案第49号、平成28年度伊仙町高規格救急自動車購入事業購入契約を議題とします。これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号、平成28年度伊仙町高規格救急自動車購入事業購入契約を採決します。
お諮りします。本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号、平成28年度伊仙町高規格救急自動車購入事業購入契約は可決されました。

△ 日程第6 議案第50号 平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事
（3工区）請負変更契約

○議長（琉 理人君）

日程第6 議案第50号、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（3工区）請負変更契約を議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（3工区）請負変更契約を採決します。

お諮りします。本件は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号、平成27年度東部地区簡易水道事業東部浄水場施設整備工事（3工区）請負変更契約は可決されました。

△ 日程第7 議案第51号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）

○議長（琉 理人君）

日程第7 議案第51号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

歳出の10ページ、総務費の中の節13委託料245万5,000円のうちの弁護士委託料195万円載っていますが、内容の説明をお願いいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

今回、一般廃棄物関係の訴訟が行われておりまして、その訴訟にかかわる弁護士費用が65万円、あと、その他弁護士費用に係る経費として195万円を予算措置している状況でございます。

よろしく願いいたします。

○14番（美島盛秀君）

195万のうちの65万円が弁護士費用で、その他の経費と言いましたけれども、その他の経費とはどのような経費ですか。

○総務課長（樺山 誠君）

今、町が訴訟されているわけですがけれども、そのときの弁護士費用が65万円、あと、この弁護をいただいた後に、町が勝訴をしたときの成功報酬というのが130万円ということでございますので、それも含めて予算措置をさせていただきます。

○14番（美島盛秀君）

去年の9月議会だったと思いますが、60万、裁判費用が計上されておりました。そのときに、裁判が起こされて両方から浄化槽の何ですか、指名が出てきたと、お願いが出てきたということで、当時は奄美環境開発と徳州清掃社、その両方で町長は、競争原理はいいと、町民のためにいいということで認める意向でありました。

その後、取り下げになって、違法性があるということで奄美環境開発は取り下げにされて、そして、生活環境常任委員会で議論をいたしましたけれども、その内容についてお尋ねをいたしますが、伊仙町環境株式会社に対して、平成28年5月6日に鹿児島県知事からの許可がおりたということ。一方では、徳州清掃社から伊仙町への、その許可の取り消しをなさいという鹿児島地方裁判所から通知、町にされたということですが、これは事実ですか、確認をいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

訴状の内容につきましては、徳州清掃社さんが町に対して、一般廃棄物関係の許可の取り消しをしてくださいという訴状でございます。ですから、今、おっしゃたような感じで間違いありません。

○14番（美島盛秀君）

この常任委員会の中でも議論がありまして、一旦、奄美環境開発は違法性があるということで取り消しされ、今度また新たに新規な会社が出てきて、それはもう適法だと、条件がそろっているところで県からも認められ、あるいは、そういう条件のもとで町は許可をしたということでありまし

て、この許可を出したのが、伊仙町環境株式会社に対して伊仙町が許可を出したのは何月何日ですかね、何年の何月何日ですか。

○環境課長（佐藤光利君）

ただいまの質疑にお答えいたしますが、その前にちょっと流れをご説明いたしたいと思います。

皆様ご存じのとおり、し尿浄化槽業の新規許可の請願書が提出された9月議会で継続審査となり、12月議会で賛成多数で可決いたしました。

その時点で、奄美環境株式会社からの申請書は環境課において保留しておりました。理由としては、越権で、有限会社徳州清掃社から奄美環境株式会社の告発があり、その判決が下り次第、許可を交付する予定でしたが、急に28年3月7日に新規業者、伊仙町環境株式会社から一般廃棄物収集・運搬処理業許可証（し尿・汚泥収集・運搬）の申請が提出され、3月16日に伊環境第328号により公布したものであります。

その翌日に、3月17日ですが、奄美環境株式会社からし尿・浄化槽清掃許可申請及び一般廃棄物処理業許可申請の取り下げが提出され、同日に受発簿330号で受け付けをいたし、添付書類を表紙のみコピーしてその全てお返ししました。

その後、伊仙町環境株式会社に対して、県のほうから52の2号、平成28年5月6日に鹿児島県知事第09の08号で鹿児島県浄化槽保守点検登録がなされました。そして一方、有限会社徳州清掃社から伊仙町へ一般廃棄物し尿・浄化汚泥の許可の取り消し請求が、訴状が鹿児島県地方裁判所から届いた次第です。

以上です。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時33分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島盛秀君）

先ほどの経緯についての説明がありましたけれども、伊仙町環境開発株式会社に5月6日に県からの通知があつて、それと同時に、徳州清掃社からこの許可の取り消しを求める裁判が起こさされていると、通知が来たということですが、その鹿児島地方裁判所から来たその通知はいつ、何月何日に届いていますか。

○環境課長（佐藤光利君）

裁判所が受け付けたのが28年5月2日でございますが、町に入ってきたのは28年の5月17日に伊仙町のほうに届いております。

○14番（美島盛秀君）

去年の9月のときも、前後しますけれども、私は確かに、この裁判は長続きしますよと、その間

どっかで落としどころをつくって、話し合いなどをしたらどうかということを町長に見解ただしたことがありますけれども、今回、5月16日に訴状が裁判所から届いていると、その5月16日からしますと、もうちょうど1カ月経っています。その間、町長は両業者とそういう話し合いということをしたのかどうか、お尋ねをいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

訴状が28年5月17日に第1回の口頭弁論期日の呼び出し状というのが裁判所のほうから来ていますが、その後は両業者を呼んでいろいろ調整するとかはしてないです。していませんが、前回の裁判で裁判が結審をしまして、その後に県の排水対策の補佐がいらっしゃいまして、町の環境課と1回話し合い、いろんな調整をしまして、徳州清掃社さんと町と県を交えて話し合いをして、あと、その後、今度は奄美環境株式会社さんと町と県でいろんないきさつについて話し合いをした経緯はございます。

ですから、日にち的なものはちょっと調べてまとめないと、今手持ちにありませんが、そういう県が中に入っている話し合いをした経緯はございます。

内容等も環境課にその内容が残っておりますので、そこをちょっとしっかり整理をしてまた提出するなりしないと、今現在、今日手持ちでは持ってないです。

○14番（美島盛秀君）

もしそういう話し合いをした資料が、会議録があるのであれば、差し支えなかったら、資料として次回の常任委員会にぜひ提出できるように準備をしてやっていただきたいと思います。

それと、今回の195万の裁判費用のうち65万円が弁護士代、そして残りの130万がその他の経費と、成功報酬ということですが、町長としては、やはり裁判ですから、法のもとで裁いてもらうわけですので、どちらが勝つのか、負けるのか、まだ裁判の過程でありますので、前回も裁判の過程であるので答弁できないということでしたが、町長として、この裁判費用の、成功報酬が130万組まれているわけですが、今後、私は恐らく私の考えとしては、この裁判は最高裁まで行くだろうと私は考えます。簡単に解決できる裁判ではないだろうというふうに思っていますが、今後、これがずっと、この裁判にしても私は1年、2年で片づく問題ではないだろうと思っています。今までのこういう流れ、経緯からして。

そういうようなときに、町長は、今後どういようなことを指導し、あるいは町長としての立場を見解を示していくのか、お尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

この町の執行部役場の予算の問題、裁判費用、成功報酬等ありますけれども、より重要なことは、伊仙町が合併浄化槽の普及率を上げていくためにはどうしたらいいとか、それから、その単価が少しでも町民のために安くなればいいのかとか、そういうふうな方向で物事を考えていくことが大事であると思います。

もちろん、多額の経費をかけて最高裁まで行って、そして最終的な判断を待つということに関し

ては、これは、お互いに大変なエネルギーも要るわけですから、そういうことのないような合意形成などができたら、それは最高、理想的なことだとは思っております。

前回、過去の判例からして、市場原理ということは、この環境業界では成立しないという考え方が最高裁の判断だというふうに聞いていますけれども、過去と現在とのいろんな価値観の相違とか、いろんなことがあるわけでありまして。

この徳州清掃社と過去にいろいろ協議した中で、問題というのは、以前はこの業界というのは、非常にこう昔からそうですけども、みんなが忌避するというか、嫌がるような仕事をやってきたという社会的な貢献、貢献というか、そういうことをやってきた中で、他にも似たような職種がありますけれども、そこは、ある意味では聖域であるというふうな考え方があったと思いますけれども、しかし、そういう流れの中で、そこに多くの利害関係が生じてくるわけです。生じてきて、そこに利権というものが生じたり、多くの報酬、収入が出てくるようになったときは、それは、最初は、非常にみんなが嫌がるような仕事であっても競争というのが成立してくるわけです。

ですから、そういうことがいつまでも同じような考え方が、ついていくのかどうかということなど考えた場合、そのいろんな機械とか処理施設とか、いろんな、今、環境問題非常に厳しくなっている中で、土壌の問題、それから、いろいろ話はだんだん環境というのは地球温暖化も含めてでありますけれども、そういう大きな環境に対する考え方がどんどんどんどん変わっている中では、この仕事も範囲も広くなってくるし、それは社会貢献も含めて、大変価値のある、価値のあるというか、有益な尊敬されるような業種にもなっていかなければならないわけですから、そういった流れを考えながら、総合的に判断をしていくことが重要ではないかと思っておりますので、これは今後、両、今、奄美環境開発じゃなくて、その人員構成は少し変わっていますが、会社の名称も変わったりにしている中で、いろんな資格の問題等、それからいろんな裁判の中で、例えば、伊仙町の我々の準備不足で、環境行政に関する計画書が十分でなかったということなどもいろいろ指摘されていますし、いろんな細かいところを、これまた余り申し上げるには支障があるかもしれませんが、いろんな細かい、徳州清掃社のほうから来た弁護士によるいろんな資料請求をしてみますと、本当にここまでよく調べてあるなど、こういう町のいろんな手続の問題など、いろいろ資料請求してきいたり、訴えてきたりしている中で、それ以上に行政もいろいろ資料を調べたり、学んだりしていかなければならない状況の中での今裁判の進行中でありまして、それは逆に、伊仙町がもっともっとうこういう問題に深くかかわらざるを得ない状態での裁判ということは、ある意味では、この町の行政も含めた、そして住民も含めた形で大きく前進する機会でもあるわけでありまして、そういうことも含めて、裁判経費は今後もかかるかもしれませんが、合意ができるに越したことはないとは思っておりますので、そういったことも含めて、あらゆる面から検討をしていかなければならないと思います。

○議長（琉 理人君） しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時47分

○14番（美島盛秀君）

この裁判、どちらが、どこが勝訴するかは判断が難しいところであると思います。私も、今、町長が言う考えと同感です。

競争の原理が成り立たないという業界の中で、やはり現代社会においては、やっぱり町民サービスが優先だということになるかと思ひまして、私も2社は必要だという考えでありますけれども、今後、この2社が競争していく、その中で町が出している公共施設等々のくみ取りとか、予算が1,600万円以上ですかね、業務委託が。と液肥センター管理業務1,000万、こういうような私は町長の考えでいる、恐らく私も利権だと個人的には思っています。

ですから、そういうところをどう落としどころをつくっていったって、平等なそして町民が理解できるような、町民サービスが十分行き届くようなところまで持っていけるかというのは、私は、今後の町長の手腕にもかかってくるのだらうと思います。

そこで、今後、そういう利権絡みが起きて、今受託をしている公共施設、学校とか公民館とか、あるいはこの庁舎とか、そういうところのし尿処理、こういうことについては、私は今後入札が必要になってくるのではないかと思います。

そうなってくれば、2社しかありませんので、私は入札のこと余り詳しくわかりませんが、3社以上ということだらうと思いますけれども、こういう問題にも関連してくると思いますけれども、そこらあたり町長はどう考えているのか、見解をお願いいたします。

○町長（大久保明君）

初めて私の考え方と美島議員とが一致したというか、方向性、考え方が一致したということでもありますけれども、現在、裁判中でございます。そしてまた、先ほどちょっと議長から指摘を受けたように、内容等に関して、まだこの文書も見ないで記憶だけでいろいろ話すということも、また議会の重要な場では問題があると思いますので。

ただ、先ほど話したように、住民の方々の利便性を向上させていくと、そして、環境面で自然遺産にもなるし、それから土壌の問題等、これから本当に重要な問題でありますので、そういうことが改善できるような体制を構築していくことが重要であると思います。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

7月12日に第1回の口頭弁論があるようでもありますけれども、その第1回の口頭弁論に際しての答弁書等は、今、できているのかお尋ねいたします。

○環境課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

第1回口頭弁論が28年7月12日火曜日、午後10時30分となっております。答弁書を7月5日まで

ということでありましたので、弁護士法人和田久法律事務所の弁護士武雄太先生のほうには、その答弁書にかかわる資料は添付いたし、6月7日に添付して送ってあります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

今後、町民負担に大きな負担がかからないように、裁判は裁判、起きたことは法でもって結論を出さなければならないわけでありますので、今後しっかりと私も見守りながら経過を見守っていきたいというふうに思いますけれども、とにかく、町の町民に迷惑のかからないような、何かいい方法等があったら町長の政治手腕で、行政手腕でこれを解決していただけることをお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○3番（牧 徳久君）

28年度一般会計補正予算（1号）について、1点だけ質疑をいたします。

15ページをお願いします。

15ページの3の清掃費19負担金補助及び交付金、火葬場の炉の新設工事負担金として828万6,000円が計上されておりますが、これについては、我が町からも3名の広域連合委員がおりまして、広域議会のほうでもお尋ねしましたが、これ新設の工事は828万6,000円となっているわけですが、これ3町按分と思えますが、これについて、今現在、あそこの広域議会からもお尋ねしましたが、現在ある炉の撤去工事費とかその設計書の中に含まれているのを見たことありますか。この設計書を詳しく確認しましたか。

○環境課長（佐藤光利君）

今の質問にお答えいたします。

その設計書等はちょっと閲覧してないところであります。

今回の徳之島愛ランド広域連合の予算に、火葬場2炉新設工事費として2,800万円計上されておる次第で、この工事に対する伊仙町の負担額は828万6,000円、今回計上してありますが、この828万6,000円のうち25%が207万2,000円ですが、この25%を今回一旦減額いたしまして、工事額100%、828万6,000円を計上いたしまして、これを100%過疎債で充てるものでございます。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

その財源内訳とか、いろいろ過疎債とかこれはお示ししてありますのでわかりますが、そうじゃなくて、向こうから、例えば要求してきた場合の中身について、精査していらっしゃるのかということを知っているのですが。

○環境課長（佐藤光利君）

今のところ精査はしてございません。

○3番（牧 徳久君）

今後、この例えば、建物でもこの役場庁舎を建てかえる場合は、最初に壊す費用が要るわけですよ、解体する、解体撤去費用が。これをなくしてこの新しい炉を新設工事できるわけがないわけですので、広域連合の議会のほうでも、私今同じような質問しましたが、これを踏まえて、今後注意しますという答弁でありましたが、町のほうで精査したのかと聞きたいのは、広域の議会でこのように答弁をしたので、分かっているのもだと思い、今質問しているわけですよ。

○総務課長（樺山 誠君）

平成28年度の予算を作成するときに、広域愛ランドのほうとヒアリングをしてございましたが、その当初のヒアリング資料を確認して、また後ほど連絡をいたします。

当初の予算に入っているものですから、1月あたりの広域とのヒアリングをするときに、その資料の中にこういうのがあったかどうか、もう一回確認します。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、このような中身を精査して、向こうが言うなりに金額を町のほうで上げるだけじゃなくて、これで妥当なのかというのを今後は精査しながらやっていただきたいと思います。

また、広域議会のほうで一般質問が出まして、私がしたのではなく他の議員ですが、待合所が重なった場合、3組来た場合は、1組の部屋を真ん中から分けて使用しとるということで、非常に、夏場など暑いときとか迷惑をかけているようなことを話していましたが、こういったことについては、まだ向こうの議会のほうでは、これを対処するという答弁でありましたが、町のほうでは、まだその計画等はまだ来てないわけですかね。

○環境課長（佐藤光利君）

私のほうでもこれは今把握してない状況でございます。また、聞き取りしていきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

こういったことを横の連携というか、こういった、例えば広域議会で決まった分はこの町には何もお話ししてないと、こういったことじゃなくて、常時連携、横の連携を取りながら広域の分含めて、この問題じゃなくても、他に介護保健とかいろいろあると思いますが、向こうの議会で決定して答弁して、はい、対応しますと答えた分については、どうあるべきか、横の連携、連絡もしっかりしていただきたいと思います。今後はどのようにできますか。

○総務課長（樺山 誠君）

広域議会だけでなく、消防議会あるいは介護保健の組合の議会、その辺もございまして、我々これから担当課長あるいは担当者が議会の傍聴に行くだとか、そういうような方向をちゃんとつけながら、しっかり自分で行って聞いて確認をして、またしっかり横の連携をとりながら進めてまいりたいというように考えております。

よろしくお願いたします。

○3番（牧 徳久君）

今、総務課長から、今後は担当課長もその議会に傍聴させるということでもありますのでなるべくこのようにしたほうがこの流れがわかりますので、横の連携とるためにも必要かと思っておりますので、これはいいことだと思いますので、今後実現していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

1件だけ、22ページの目の12県道拡幅工事に伴う遺跡等の開発調査事業ですが、当初、予定していたものを全て減額してありますが、どういうことでしょうか。

○社会教育課長（明 勝良君）

それでは、ただいまの質疑にお答えをいたします。

目12の事業でございますけども、この事業の内容が昨年度行われました同事業、拡幅工事に伴う事業ですが、西部地区の県道沿いで犬田布岬入り口近郊の発掘調査を行いました。

今年度は、この発掘調査の結果の遺跡物の整理、また報告書の作成というのが主な事業内容でございます。ところが、同じく、目14、15の事業が県営畑総事業、面縄地区の事業でございます。この畑総事業に伴う調査を行うということで、新しく事業が追加されました。

この畑総事業の調査事業を優先して今年度行うことによって、県との協議の結果ではございますが、目12の事業を来年度に先送りをして、畑総事業を優先にするために、目14、15の事業を新規に取り入れるということで、早々でございましたが、目12の事業を今回はマイナス補正をいたしまして、来年度へ繰り越すということでございます。

以上でございます。

○9番（明石秀雄君）

わかりました。その2つで金額は合いそうにありませんが、そっくりというわけにはいかなかったということね、わかりました。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○4番（上木千恵造君）

19ページをお願いいたします。

目2の住宅建設事業費の節17公有財産購入費、これはどこの購入費になるのか、面積は幾らぐらいなのかをお尋ねいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

これは、阿権地区の住宅建設用地でありまして、面積区については、今持っていませんが、平米あたり1,000円ぐらいにはなる計算でありました。後でまた面積は報告します。

○4番（上木千恵造君）

価格については、例えば不動産鑑定士とかそういうのに依頼して決めたのか、それとも過去の慣例で平米1,000円ぐらいというので計上したのかをお尋ねいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

まず、最近、どこにでもつくっていいということはほとんどなくて、あちこち探して歩いてやっ
と見つけて、それで持ち主と交渉して、今までずっと平米当たり1,000円ぐらいでやっていますが、
そのぐらいだったらいいのではという判断でやっています、鑑定士とかそういうのを通したら、
またそれ以上の金額がかかりますので、通さず、一般、今までの価格でやっているところであります。
以上です。

○4番（上木千恵造君）

価格はもう低くて適正と、そういう判断で決めたということのようです。いいです、わかりまし
た。

○議長（琉 理人君）

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第1号）
は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第52号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（琉 理人君）

日程第8 議案第52号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし
ます。

これから質疑を行います。

○4番（上木千恵造君）

1点だけお尋ねします。

歳出のほうの6ページをお願いいたします。

目1一般管理費の節8の報償費、100万円計上されていますが、このヘルスケアポイント事業ですか、これはどういう事業なのか、ご説明等お願いします。

そして、ポイント制になっていますけれども、ポイントがたまればどのような特典等があるのか、お尋ねいたします。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの上木議員の質疑にお答えいたします。

ヘルスケアポイント支援費ということで100万円計上してありまして、商品券1,000円を1,000枚購入する予定でおります。

これは、国ほうが、ヘルスケアポイント支援費の説明の前に、国保の保険者努力支援制度について少し説明させていただきますが、平成30年度から国が医療費適正化等の目的で、都道府県や市町村に対しまして、適正で客観的な評価指標に基づいた各保険者の事業に対する努力支援として、交付金を交付することになっております。

11項目ほど今候補が上がっておりまして、今年の秋口には、この評価指標が決まります。決まる予定で30年度から施行になりますが、それに前倒しで、今年28年度から市町村にこの事業がありまして、まださっきも申しましたとおり、候補の段階ですので、どの事業で交付金が算定されるというのはまだ決まっていませんが、これが今年の事業の12月に交付申請していますが、その段階で実績のほうで上げることによりまして、今年の交付金に加算されます、加算減算ということで。

以前、特定健診保健指導の加算減算制度というのがありまして、この11項目の中にもその特定健診保健指導の実施率とか、あとがん検診、これもありませんでしたが、がん検診の受診率、または糖尿病の重症化の予防の取り組みでしたりとか、あと、ジェネリックの活用状況や、あとは国保加入者の適正受診に対する取り組み、収納率等11項目今候補として上がっています。この中の1項目として、広く加入者に対して行う予防健康づくりの取り組みの実施状況ということがありまして、これがインセンティブ、ご褒美をあげて健康づくりを楽しんで実施しましょうということ、そういう取り組みをする市町村には、この交付金の加算のひとつに項としてあるという段階です。

それを見込みまして、ヘルスケアエコポイントということで、ずっと創生対策やっておりますが、特に若い方、30歳から64歳、65歳以上は元気度アップ支援制度というのがありまして、高齢者の盛んにサロンに行ったりとか、そのポイントを集めて商品券いただいてとか、楽しみにされていますが、若い方にもこういう少しインセンティブ与えて、健康づくり、健診を受けたり、特定健診だけじゃなくて、がん検診とかそういうのを受けていただいて、保健指導、ほーらい館使って運動したりとか、ウエストサイズといって3人1組で実施もしようと思っております、今スマホが若い方ほ

とんど持ってらっしゃいますので、スマホでポイントをつけていって、それに対しての1位から3位まで上乘せして商品券を差し上げるなど、そういったものを今年7月の中旬から11月中旬にかけて実施する予定にはしております。

ぜひ、参加いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○4番（上木千恵造君）

健康管理をして商品券がもらえるなら、これに越した事業はないと思います。

ぜひ、議員の皆さんも健康管理に気をつけながら議員活動をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第53号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（琉 理人君）

日程第9 議案第53号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第54号 平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（琉 理人君）

日程第10 議案第54号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。
これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号、平成28年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時16分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま伊仙町長より議案第55号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程2号として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。議案第55号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）を日程に追加し、追加日程第2号として議題とすることに決定しました。

△ 追加日程第2 議案第55号 平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）

○議長（琉 理人君）

追加日程第2 議案第55号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

追加議案を説明いたします。

議案第55号は、平成28年度伊仙町一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

平成28年度一般会計補正予算（第2号）を説明いたします。議案第55号の補足説明をいたします。

まず、第1条、既定の歳入歳出予算の総額53億6,297万2,000円に歳入歳出それぞれ5,984万6,000円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を54億2,281万8,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入からご説明いたします。

9款地方交付税、補正前の額29億7,968万2,000円に1,158万5,000円を増額補正し、29億9,126万7,000円とするものでございます。

14款県支出金、補正前の額4億2,089万8,000円に4,826万1,000円を増額補正し、4億2,089万8,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、農林水産業費補助金の増額によるものでございます。

歳入合計、補正前の額53億6,297万2,000円に5,984万6,000円を増額補正し、54億2,281万8,000円とするものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出についてご説明をいたします。

5款農林水産業費、補正前の額5億629万2,000円に5,126万1,000円を増額補正し、5億5,755万

3,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、奄美農業創出支援事業費の増額によるものでございます。

6款商工費、補正前の額2,309万9,000円に10万8,000円を増額補正し、2,320万7,000円とするものでございます。

9款教育費、補正前の額3億5,725万8,000円に847万7,000円を増額補正し、3億6,573万5,000円とするものでございます。主な理由といたしましては、学校管理費の増額によるものでございます。

以上、歳出合計、補正前の額53億6,297万2,000円に5,984万6,000円を増額補正し、54億2,281万8,000円とするものでございます。

なぜ、この2号補正として追加議案をお願いしたかと申し上げますと、歳出6ページをお願いしたいと思っておりますけれども、5款農林水産業費の奄美創出緊急支援事業の事業採択が6月14日、あるいは2款の農地総務費の地下水ポンプの修繕費が見積もり関係の徴収関係が6月7日に徴収できたということを含めて、2号補正としてお願いをしているところでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（琉 理人君）

これから質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

2号補正について質疑をいたします。

5ページの県支出金農林水産業費補助金、これに関連して、6ページになるわけですが、全額が国庫の補助金で4,826万1,000円バレイショ収穫機ですが、これはどの地区で何カ所ですか。何台ですか。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

これは、西部地区で2組合1法人ということになります。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

そうすれば、西部地区に2組合1法人としますと、3機西部地区に来るということですか。

○経済課長（元田健視君）

バレイショ収穫機が3台ということになります。

○3番（牧 徳久君）

これについては、大型のハーベスター、サトウキビのハーベスターと同じで、三大生物業に入って潤うということではありますが、このような形で小型のほうはできないものでしょうか。これ全額国の補助金で町費が一切出ないわけですが、こういった形で小型堀取り機とかはセットにできないわけですか。

○経済課長（元田健視君）

小型の収穫機ということですが、今のところ補助等がこの大型のほうのみという形になっております。今回の補助の分も赤土ハーベスターが大体5町歩程度の収穫面積で1台という形になっております。これが、一応大体500万から600万という形になっております。あと、この金額は他に付随したトラクター等いろいろ入れておりますので、その分で大分値段が高くなっております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

これについては、大型の農業組合、農家が何人か組合して利用する形になっていますが、またやはり今後、小型の零細機器の農家もいらっしゃいますので、ぜひ小型のほうもあるかないかわかりませんが、今後、国の県のほうにも聞いていただいて、あればこれをこのような形で補助をお願いしたいと思います。

以上です。

○経済課長（元田健視君）

小型の堀取り機に関しても、一応県のほうと連絡をとりまして調べてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第55号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号、平成28年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（琉 理人君）

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本議会の会期日程

等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第12 常任委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（琉 理人君）

日程第12 常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

経済建設常任委員長から伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました継続審査の事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（琉 理人君）

日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務文教常任委員長、経済建設常任委員長、生活環境常任委員長から伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第2回伊仙町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉 会 午後 2時28分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 琉 理 人

伊仙町議会議員 美 島 盛 秀

伊仙町議会議員 平 博 人